

令和5年度 第4回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和6年3月26日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	令和6年度学童保育室の入室申請受付状況について																															
所管部課	地域のちから推進部 住区推進課																															
内容	<p>令和6年度学童保育室の入室申請受付状況（令和5年12月1日締切日現在）を次のとおり報告する。</p> <p>1 令和6年度学童保育室の入室申請受付件数</p> <p>一斉申請受付期間 令和5年11月6日（月）～12月1日（金） 希望室変更期限 令和6年1月31日（水）まで</p> <p style="text-align: right;">単位：人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年 度</th> <th rowspan="2">学童 保育 室数</th> <th rowspan="2">定員 A</th> <th rowspan="2">弾力化 適用数 B</th> <th>受入可能数</th> <th>申請者数</th> <th>超過数</th> </tr> <tr> <th>C = A + B</th> <th>D</th> <th>D - C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度①</td> <td>124</td> <td>5,068</td> <td>392</td> <td>5,460</td> <td>5,544</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>令和6年度②</td> <td>125</td> <td>5,115</td> <td>388</td> <td>5,503</td> <td>5,911</td> <td>408</td> </tr> <tr> <td>対前年度増減数 ②-①</td> <td>+1</td> <td>+47</td> <td>-4</td> <td>+43</td> <td>+367</td> <td>+324</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 令和6年4月にウィルキッズフィールド関原教室（1室）が開設することにより定員が40人増となる。</p> <p>※2 西新井学童保育室は移転に伴い定員が40人から45人となる（5人増）。</p> <p>【参考】</p> <p>※ 申請者数は、一斉申請受付期間のもの</p>	年 度	学童 保育 室数	定員 A	弾力化 適用数 B	受入可能数	申請者数	超過数	C = A + B	D	D - C	令和5年度①	124	5,068	392	5,460	5,544	84	令和6年度②	125	5,115	388	5,503	5,911	408	対前年度増減数 ②-①	+1	+47	-4	+43	+367	+324
年 度	学童 保育 室数					定員 A	弾力化 適用数 B	受入可能数	申請者数	超過数																						
		C = A + B	D	D - C																												
令和5年度①	124	5,068	392	5,460	5,544	84																										
令和6年度②	125	5,115	388	5,503	5,911	408																										
対前年度増減数 ②-①	+1	+47	-4	+43	+367	+324																										

2 地域別申請受付件数（第一希望別）

単位：人

地 域	室数	受入 可能 数A	申請者数							合計 B	超過数 B－A
			1年	2年	3年	4年	5年	6年			
千住	16	695	256	241	169	95	22	6	789	94	
綾瀬	14	650	285	213	146	43	10	11	708	58	
大谷田・佐野	8	324	124	92	55	35	11	6	323	-1	
中央本町	10	442	166	126	106	55	11	2	466	24	
花畑・保塚	12	543	226	171	128	47	10	5	587	44	
竹の塚・六月	11	486	179	137	118	63	27	11	535	49	
梅島	11	477	159	153	126	51	24	7	520	43	
西新井・江北	15	637	245	176	139	63	19	9	651	14	
伊興	9	395	161	163	95	39	10	1	469	74	
鹿浜・舎人	12	513	196	155	108	68	12	3	542	29	
新田・江南	7	341	93	94	72	40	18	4	321	-20	
合 計	125	5,503	2,090	1,721	1,262	599	174	65	5,911	408	

3 受付方法別件数

	窓口受付		オンライン申請		合計
	人数	率	人数	率	
令和5年度	5,544人	100.0%	—	—	5,544人
令和6年度	4,496人	76.1%	1,415件	23.9%	5,911人

4 問題点・今後の方針

- (1) 昨年度に比べて、申請者数が受入可能数を大きく上回る状況となっている。
- (2) 「足立区学童保育室整備計画」を見直し、学童保育室が不足するすべての地域での整備を進める。
- (3) 学童保育室の整備については、民設学童保育室を誘致するほか、整備が必要な地域にある学校の空き教室を教育委員会に確認し、学校内の設置の可能性についても検討する。
- (4) 民設学童保育室の事業者が参入しやすくなるよう、運営補助金における家賃補助の拡充及び人件費単価について見直しを行う。
- (5) 入室不承認通知に空きが生じる学童保育室一覧を同封し、希望室変更により入室可能であることを案内する。また、児童館特例利用（ランドセルで児童館）の情報提供を積極的に行い、利用の推進を図ることで小学生の安全な居場所づくりを進める。

令和5年度 第4回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和6年3月26日

＜審議事項・**報告事項**・情報連絡事項＞

件名	足立区学童保育室整備計画の見直しについて
所管部課	地域のちから推進部 住区推進課
内容	<p>学童保育室における待機児童の解消に向けて、令和2年3月に策定した「足立区学童保育室整備計画」（以下、「整備計画」という。）について、令和6年度の申請状況等の実績を踏まえ、次のとおり令和5年度見直しを行った（見直し後の整備計画案は別添資料参照）。</p> <p>1 整備計画案の方針</p> <p>(1) 待機児童解消目標時期 令和6年9月末時点→令和7年4月1日時点</p> <p>(2) 整備予定地域 区内33地区別の需要予測を踏まえ、学童保育室が不足するすべての地区に学童保育室を整備する（令和7年4月1日開設予定）。</p> <p>(3) 整備の手法</p> <p>ア 民設学童保育室の誘致 整備予定地域において令和7年4月1日開設の民設学童保育室の公募を実施する。</p> <p>イ 校内学童保育室の検討 整備予定地区内の小学校をピックアップし、校内学童（プレハブ含む）の設置の可否を個別に教育委員会と協議する。</p> <p>ウ 区有地の活用 区が有する未利用地を現地確認し、学童保育室の設置が可能な場所を選定する。</p> <p>2 令和6年度（令和7年4月1日開設）整備地区について</p> <p>(1) 需要予測方法</p> <p>ア 令和6年度の申請者数・学齢人口・大規模開発予定情報を反映 イ 各年度4月1日時点での需要数をもとに算出</p> <p>(2) 整備予定地域 令和6年度予算案が可決された場合には、次のとおり募集を実施する。</p> <p>ア 一次募集【表1】 令和7年度に超過見込数が多く見込まれる地区を優先に、次の12地区14室の公募を実施する。</p>

イ 二次募集【表 2】

令和 7 年度に超過見込数が見込まれる 1 1 地区 1 1 か所で公募を実施する。

※ 二次募集は、6 月に補正予算を計上し、予算案が可決された場合に実施する。

【表 1】一次募集整備予定地区一覧（1 2 地区 1 4 か所）

No	地区	超過見込数（各年度 4 月 1 日時点）				
		R6	R7	R8	R9	R10
1	綾瀬（2 室）	85	81	86	81	85
2	平野・島根（2 室）	52	57	67	70	67
3	千住西	23	50	65	66	84
4	千住桜木・千住河原町	40	42	63	66	77
5	興本・扇	19	42	50	49	50
6	梅島	25	40	46	54	51
7	伊興北	40	36	29	22	29
8	鹿浜	12	28	42	46	49
9	西新井本町・江北	33	27	9	11	19
10	西綾瀬・足立	11	16	33	46	52
11	関原	-2	15	19	34	33
12	保塚・南花畑	19	14	8	11	21

【表 2】二次募集整備予定地区一覧（1 1 地区 1 1 か所）

No	地区	超過見込数（各年度 4 月 1 日時点）				
		R6	R7	R8	R9	R10
1	中川	8	10	6	2	-8
2	江南	8	7	4	-1	-4
3	竹の塚・六月	7	6	-3	-3	-6
4	伊興南	-8	6	17	16	11
5	千住東	-8	5	-1	4	1
6	加平	10	5	7	5	5
7	千住関屋	0	4	9	8	74
8	青井	8	4	1	-8	-14
9	保木間	5	4	13	15	19
10	梅田	5	4	15	8	11
11	中央本町	-6	1	4	2	0

3 今後の予定

	一次募集	二次募集
令和6年5月	1 募集要領公表	
6月	1 事前説明会 2 応募受付開始	
7月	1 応募受付終了	1 募集要領公表 2 事前説明会 3 応募受付開始
8月	1 選定審査会開催 2 事業者の特定	1 応募受付終了
9月		1 選定審査会開催 2 事業者の特定

令和5年度 第4回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和6年3月26日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

<p>件名</p>	<p>『足立区地域保健福祉計画』素案及び計画策定に係るパブリックコメントの実施について</p>
<p>所管部課</p>	<p>福祉部 福祉管理課</p>
<p>内容</p>	<p>「足立区地域保健福祉計画」素案について報告する。また、この計画素案について、多くの方々から意見を伺い、それらを反映した計画とするため、パブリックコメントを実施する。</p> <p>1 基本理念 認め・つながり・支えあう 安心のまち 足立</p> <p>2 計画の特徴・位置づけ</p> <p>(1) 地域保健福祉における理念や方向性を明らかにし、足立区の基本構想・基本計画を具現化</p> <p>(2) 保健福祉分野の最上位計画に位置付け、関連する個別計画の中に具体的な施策や事業の詳細を掲載</p> <p>(3) 社会福祉法第107条の規定に基づく「地域福祉計画」として、関連する個別計画を横断する「共通の理念」や「共通して取り組むべき事項」を記載</p> <p>(4) 足立区社会福祉協議会が策定している「足立区地域福祉活動計画」と、相互に補完・連携することにより区の地域福祉をさらに推進</p>

3 計画構成

章	内容
第1章	計画策定の考え方 策定の背景・目的、位置づけ、策定方法、進行管理
第2章	足立区の現状とアンケート・地域懇談会の実施結果 データから見る足立区の現状、アンケート等実施結果詳細
第3章	基本理念、基本方針、施策体系 重点施策、基本理念、基本方針実現に向けた施策体系
第4章	重層的支援体制の整備 足立区における重層的支援体制の展開
第5章	施策推進 施策体系に基づき目標、現状、課題及び各事業説明
第6章	計画の推進に向けて 本計画の推進、社会福祉協議会との連携
第7章	資料編 策定経過、区の現状を示すその他資料、用語説明

4 パブリックコメント実施概要

(1) 募集期間

令和6年3月25日（月）から4月24日（水）

(2) 周知方法

- ア 区ホームページ・A-メール・SNSによる周知
- イ 関係機関・関係団体への個別周知
- ウ 地域懇談会参加者への個別案内

(3) 計画素案の公表

- ア 区ホームページへ掲載
- イ 福祉管理課での配布
- ウ 政策経営課・区政情報課・中央図書館・各区民事務所で配布

5 今後の方針

これまで実施したアンケートや地域懇談会に加え、今回のパブリックコメントにより、多くの方の意見を伺いながら、足立区の地域課題に即した計画となるよう策定を進めていく。

令和5年度 第4回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和6年3月26日

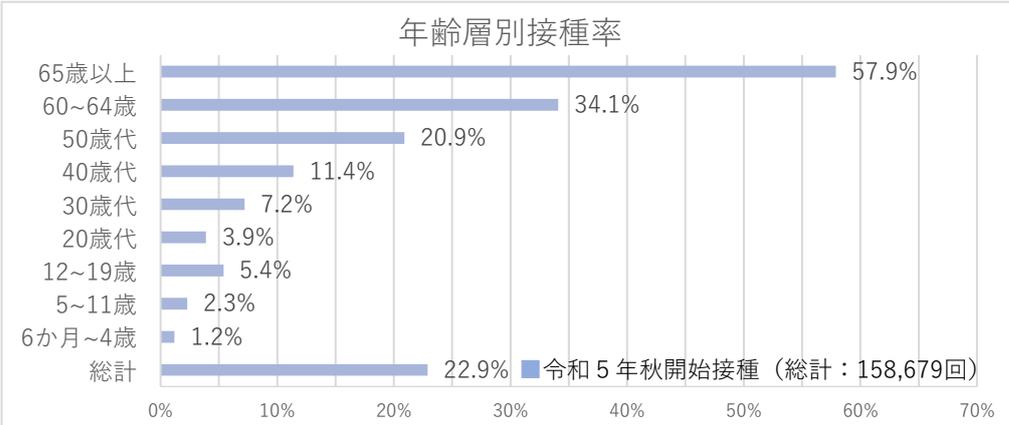
＜審議事項・報告事項・情報連絡事項＞

件名	足立区障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）について																						
所管部課	福祉部障がい福祉課、衛生部中央本町地域・保健総合支援課																						
内容	<p>令和6年度から11年度までを計画期間とする「足立区障がい者計画」および令和6年度から8年度までを計画期間とする「第7期障がい福祉計画」「第3期障がい児福祉計画」について、令和5年11月に策定した素案に対するパブリックコメントや関係団体等ヒアリングで寄せられた意見を踏まえ、別添資料のとおり計画（案）を策定したので、地域保健福祉推進協議会等に報告する。</p> <p>1 計画の主な内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>章</th> <th>タイトル</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>計画の位置付け</td> <td>計画策定の背景、計画期間、他計画との関係</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>計画策定の基本的な考え方</td> <td>国が示す基本指針とそれに対する区の考え方</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>足立区がめざす障がい福祉</td> <td>障がい者計画の基本理念と成果指標の進捗状況と目標値、区の基本構想・基本計画との関連</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>施策の体系</td> <td>基本理念を実現するための施策体系</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>基本方針と成果目標</td> <td>国の成果目標に対する足立区の現状と目標、目標達成のための施策体系</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画</td> <td>サービス見込量とその確保のための方策、活動指標の進捗状況と今期の取り組み方針</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 今後の方針（区民への周知等）</p> <p>(1) 地域福祉推進協議会、地域自立支援協議会での報告を踏まえ、令和6年3月中に策定する。</p> <p>(2) 計画の「わかりやすい版」を作成する。</p> <p>(3) 計画策定後、区ホームページで公開する。</p>		章	タイトル	内容	1	計画の位置付け	計画策定の背景、計画期間、他計画との関係	2	計画策定の基本的な考え方	国が示す基本指針とそれに対する区の考え方	3	足立区がめざす障がい福祉	障がい者計画の基本理念と成果指標の進捗状況と目標値、区の基本構想・基本計画との関連	4	施策の体系	基本理念を実現するための施策体系	5	基本方針と成果目標	国の成果目標に対する足立区の現状と目標、目標達成のための施策体系	6	第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画	サービス見込量とその確保のための方策、活動指標の進捗状況と今期の取り組み方針
章	タイトル	内容																					
1	計画の位置付け	計画策定の背景、計画期間、他計画との関係																					
2	計画策定の基本的な考え方	国が示す基本指針とそれに対する区の考え方																					
3	足立区がめざす障がい福祉	障がい者計画の基本理念と成果指標の進捗状況と目標値、区の基本構想・基本計画との関連																					
4	施策の体系	基本理念を実現するための施策体系																					
5	基本方針と成果目標	国の成果目標に対する足立区の現状と目標、目標達成のための施策体系																					
6	第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画	サービス見込量とその確保のための方策、活動指標の進捗状況と今期の取り組み方針																					

令和5年度 第4回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和6年3月26日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	新型コロナウイルスワクチン接種事業の進捗状況について																																				
所管部課	衛生部 新型コロナウイルスワクチン接種担当課																																				
内容	<p>1 令和5年秋開始接種の状況について（令和6年3月6日現在）</p>  <table border="1" data-bbox="432 645 1441 1070"> <caption>年齢層別接種率</caption> <thead> <tr> <th>年齢層</th> <th>接種率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>65歳以上</td> <td>57.9%</td> </tr> <tr> <td>60~64歳</td> <td>34.1%</td> </tr> <tr> <td>50歳代</td> <td>20.9%</td> </tr> <tr> <td>40歳代</td> <td>11.4%</td> </tr> <tr> <td>30歳代</td> <td>7.2%</td> </tr> <tr> <td>20歳代</td> <td>3.9%</td> </tr> <tr> <td>12~19歳</td> <td>5.4%</td> </tr> <tr> <td>5~11歳</td> <td>2.3%</td> </tr> <tr> <td>6か月~4歳</td> <td>1.2%</td> </tr> <tr> <td>総計</td> <td>22.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和5年秋開始接種（総計：158,679回）</p> <p>【参考】3月3日付東京都資料 都内区市町村別接種状況（全年齢） 東京都：19.6% 足立区：23.2% 全国：22.2%</p> <p>2 令和6年度以降の接種について</p> <p>これまでに国から示された方針は以下のとおり。今後も、国や東京都の動向を注視し、足立区医師会とも協議しながら準備を進めていく。</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症を予防接種法上のB類疾病に位置づけ、同法に基づく定期接種として実施する。</p> <p>(2) 対象者は予防接種法上、季節性インフルエンザワクチン等における接種と同様の65歳以上の方、60歳以上65歳未満で心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障がい、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいをもつ方とする。</p> <p>(3) 年一回の接種を秋冬に実施する。</p> <p>(4) 標準的な接種費用は以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="443 1771 1453 2121"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">標準的な接種費用 ※暫定値であり、2月以降に再通知予定</th> <th colspan="2">積算</th> </tr> <tr> <th>ワクチン価格</th> <th>手技料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特例臨時接種 (~令和5年度)</td> <td>無料（全額国費）</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>定期接種 (令和6年度)</td> <td>7,000円</td> <td><u>3,260円</u></td> <td>3,740円</td> </tr> </tbody> </table>	年齢層	接種率	65歳以上	57.9%	60~64歳	34.1%	50歳代	20.9%	40歳代	11.4%	30歳代	7.2%	20歳代	3.9%	12~19歳	5.4%	5~11歳	2.3%	6か月~4歳	1.2%	総計	22.9%		標準的な接種費用 ※暫定値であり、2月以降に再通知予定	積算		ワクチン価格	手技料	特例臨時接種 (~令和5年度)	無料（全額国費）	—	—	定期接種 (令和6年度)	7,000円	<u>3,260円</u>	3,740円
	年齢層	接種率																																			
65歳以上	57.9%																																				
60~64歳	34.1%																																				
50歳代	20.9%																																				
40歳代	11.4%																																				
30歳代	7.2%																																				
20歳代	3.9%																																				
12~19歳	5.4%																																				
5~11歳	2.3%																																				
6か月~4歳	1.2%																																				
総計	22.9%																																				
	標準的な接種費用 ※暫定値であり、2月以降に再通知予定	積算																																			
		ワクチン価格	手技料																																		
特例臨時接種 (~令和5年度)	無料（全額国費）	—	—																																		
定期接種 (令和6年度)	7,000円	<u>3,260円</u>	3,740円																																		

3 予防接種後健康被害救済制度の運用状況について

予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したとき、予防接種法に基づく給付が行われる。

区は対象者から申請書の提出を受け、厚生労働省に提出する資料を作成するため、予防接種健康被害調査委員会を開催した上で、厚生労働省に対して東京都を經由して申請書類を提出している。

これまでの実績は以下のとおりである。

(1) 予防接種健康被害調査委員会の開催・申請状況及び認定結果

年度	委員会開催数	申請内容	申請件数	認定結果			
				認定	否認	審査中	返戻
令和3	2回	①	17件	11件	4件	1件	1件
		②	2件	0件	2件	0件	0件
令和4	4回	①	15件	9件	4件	2件	0件
		②	3件	1件	0件	2件	0件
令和5	3回	①	8件	1件	0件	7件	0件
		②	1件	0件	0件	1件	0件
計	9回	①	40件	21件	8件	10件	1件
		②	6件	1件	2件	3件	0件

※申請内容①：医療費・医療手当、障害年金

※申請内容②：死亡一時金・葬祭料

令和5年度 第4回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和6年3月26日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	足立区における新型コロナウイルス感染症発生状況等について																											
所管部課	衛生部 感染症対策課、福祉部 介護保険課、障がい福祉課																											
内容	<p>新型コロナウイルス感染症の区内発生状況、および令和5年5月8日に感染症法上の位置づけが5類（季節性インフルエンザと同等）に移行したことに伴う対応について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 新型コロナウイルス感染症発生状況について</p> <p>新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴い、全体の流行状況を把握するため、都が指定した医療機関が診断した患者数等を報告する定点報告に変更されている。</p> <p>流行状況については、都がとりまとめ、毎週木曜日に公表される。</p> <p>(1) 区内発生状況について（週次）</p> <p>区内指定20医療機関からの報告数（令和6年 第8週）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">期 間</th> <th colspan="3">足 立 区</th> <th colspan="3">東 京 都</th> </tr> <tr> <th>報告数</th> <th>報告定点数</th> <th>指定医療機関あたりの報告数</th> <th>報告数</th> <th>報告定点数</th> <th>指定医療機関あたりの報告数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7週 2月12日（月）～ 2月18日（日）</td> <td>174</td> <td>19</td> <td>9.16</td> <td>2,865</td> <td>415</td> <td>6.5</td> </tr> <tr> <td>8週 2月19日（月）～ 2月25日（日）</td> <td>117</td> <td>19</td> <td>6.16</td> <td>2,203</td> <td>416</td> <td>5.3</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	足 立 区			東 京 都			報告数	報告定点数	指定医療機関あたりの報告数	報告数	報告定点数	指定医療機関あたりの報告数	7週 2月12日（月）～ 2月18日（日）	174	19	9.16	2,865	415	6.5	8週 2月19日（月）～ 2月25日（日）	117	19	6.16	2,203	416	5.3
	期 間		足 立 区			東 京 都																						
報告数		報告定点数	指定医療機関あたりの報告数	報告数	報告定点数	指定医療機関あたりの報告数																						
7週 2月12日（月）～ 2月18日（日）	174	19	9.16	2,865	415	6.5																						
8週 2月19日（月）～ 2月25日（日）	117	19	6.16	2,203	416	5.3																						
	<p>(参考)</p> <div style="text-align: center;"> <p>定点医療機関あたり患者報告数</p> <p>--- 東京都 — 足立区</p> <p>※R5. 第27週から足立区定点医療機関変更</p> </div>																											

(2) 区内年齢別内訳（2月19日～2月25日）

国内の感染状況が落ち着き、人の動きが活発となっていることから、比較的活動量が多い世代の患者が多い。

～5か月	～1歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳
2	0	6	3	1	3	2	1	3	1
9歳	10～14歳	15～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
0	7	3	18	19	14	16	9	7	2

(3) 今後の方針

流行状況の迅速な把握に努め、継続して医師会や医療機関との情報共有を図る。また、高齢者施設等での集団感染発生時の調査、指導等を適切に実施し、感染拡大防止、再発防止に努めていく。

新型コロナウイルス感染症は減少した一方、インフルエンザ、咽頭結膜炎（プール熱）、マイコプラズマ肺炎等が小児を中心に流行の兆しがみられるため、学校を通じて手洗い等の予防策を周知していく。

2 抗原検査キット購入費用補助事業の実施報告について

感染への早期対応、不安払拭及び医療機関のひっ迫回避のため、令和5年5月8日から実施している抗原検査キット購入費用補助事業について、令和5年10月1日より対象者の拡大も行い、令和6年3月17日まで区民への普及を実施した。

(1) 対象

6歳以上の区民

(2) 事業実施期間

令和5年5月8日（月）から令和6年3月17日（日）

(3) 購入可能な区内薬局（足立区薬剤師会加入協力薬局）

109薬局（令和6年3月4日現在）

(4) 販売状況

累計20,737個（令和5年5月8日から令和6年1月31日）

対象拡大後の販売実績

① 令和5年10月 2,774個

② 11月 1,749個

③ 12月 2,023個

④ 令和6年1月 2,297個

3 5類移行に伴う区民等への支援策の段階的な移行について

(1) 国の方針で、令和6年3月31日まで実施する支援策

ア コロナ治療薬、入院医療費の公費支援

医療保険の自己負担割の区分ごとに負担額を設定

	区分	自己負担額
コロナ治療薬	1割負担	3,000円
	2割負担	6,000円
	3割負担	9,000円
入院治療費	高額療養費制度の自己負担額から1万円を減額	

イ 施設職員に対する集中的検査

国の方針を踏まえ、都は、高齢者施設、障がい者施設等の職員を対象とした集中的検査の継続実施の方針を示しており、区も都の動向を踏まえ、必要な対応を実施する。

(2) 区独自事業で、令和6年3月31日まで実施する支援策

ア 休日応急診療所へのPCR検査体制支援（日曜、祝日）

※ 令和5年10月から休止中

イ 高齢者施設・障がい者（児）施設等におけるPCR検査等費用助成

ウ 在宅要介護者（高齢者・障がい者）受入体制整備

(3) 区独自事業で、当面の間、継続する支援策（予定）

ア 足立区発熱電話相談センターにおける電話相談対応

※ 令和6年度においては、感染状況に合わせて人数を縮小して継続予定

(4) 今後の方針

区医師会と継続的に発生状況等の情報共有を行い、対応について協議を行っていく。

令和5年度 第4回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和6年3月26日

＜審議事項・報告事項・情報連絡事項＞

件名	特定教育・保育施設（私立幼稚園）の利用定員の確認について	
所管部課	子ども家庭部 子ども政策課	
内容	<p>子ども・子育て支援法に基づき、私立幼稚園から確認申請があり、利用定員を定めるにあたり、子ども支援専門部会で審議いただいた結果について報告する。</p> <p>1 審議結果</p> <p>(1) 意見の内容</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> <p>3月22日開催の子ども支援専門部会 の意見を踏まえ作成</p> </div> <p>(2) 特記事項</p> <p>2 子ども支援専門部会への付議内容</p> <p>(1) 認可基準適合状況 認可者である区が審査した結果、認可基準に適合していることを確認した（別紙参照）。</p> <p>(2) 確認年月日 令和6年4月1日</p> <p>3 利用定員の確認について 幼稚園認可基準・運営基準を満たしているため、申請のとおり利用定員を確認する。</p>	

特定教育・保育施設としての利用定員は、幼稚園認可定員の枠内で、最近の実利用人員の実績や今後の見込みなどを踏まえて設定している。

なお、区内では令和6年度以降においても、「教育」の量の見込みに対する供給量が十分に確保されている状況であり、区民への影響は生じない。

福寿院幼稚園の利用定員等について

- (1) 設置者 宗教法人福寿院
- (2) 施設所在地 足立区伊興2-18-19
- (3) 認可定員 80人
- (4) 利用定員 80人

3歳児	4歳児	5歳児	合計
26人	27人	27人	80人

- (5) 最近3年間の利用実績（各年5月1日現在）

	3歳児	4歳児	5歳児	合計
令和3年度	33人	57人	59人	149人
令和4年度	32人	32人	58人	124人
令和5年度	22人	31人	31人	84人

- (6) その他

ア 昭和28年5月宗教法人認可

イ 昭和41年5月福寿院幼稚園設置認可

ウ 今年度まで認可定員を上回る受け入れを行ってきたが、新制度移行にあたり、認可定員内の在籍となるよう受け入れの調整を実施してきた。令和6年度は認可定員内の在籍となるのにあわせ、新制度移行を申請した。

エ 各学年は1学級ずつ編成をし、認可基準上求められる教員配置を超えて教員を配置するほか、すべての教員に対し研修を実施するなど質の向上を図り、安定した園運営を行うよう努めている。

令和5年度 第4回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和6年3月26日

＜審議事項・報告事項・情報連絡事項＞

件名	足立区待機児童解消アクション・プランの改定について																																																											
所管部課	子ども家庭部 私立保育園課、子ども政策課、子ども施設指導・支援課、子ども施設運営課、子ども施設入園課																																																											
内容	<p>「足立区待機児童解消アクション・プラン」(以下、計画という。)の改定にあたり、待機児童ゼロの継続と定員の空き対策の見直しを行った。また、前計画(令和5年1月)より課題として取り組んでいる、年度途中の待機児童対策について、10月時点で行った調査と分析の結果を基に、今後、対応策を実施していく。</p> <p>1 保育需要予測の更新(別添資料 P8~11)</p> <p>社会状況の変化を適切に反映するため、前計画の算定方法に令和5年度実績等を反映して、保育需要予測を更新した。</p> <p>更新の結果、令和6年度に必要な保育定員数は確保できている。</p> <p>◇ 令和5年度実績等反映後の保育需要数と保育定員数の見込み (単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3"></th> <th colspan="3">実 績</th> <th colspan="3">見 込 み</th> </tr> <tr> <th colspan="3">令和5年4月1日</th> <th colspan="3">令和6年4月1日</th> </tr> <tr> <th>3~5 歳児</th> <th>1・2 歳児</th> <th>0 歳児</th> <th>3~5 歳児</th> <th>1・2 歳児</th> <th>0 歳児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育需要数 (A)</td> <td>7,719</td> <td>5,499</td> <td>1,059</td> <td>7,709</td> <td>5,468</td> <td>1,108</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">14,277</td> <td colspan="3">14,285</td> </tr> <tr> <td>保育定員数 (B)</td> <td>9,278</td> <td>5,917</td> <td>1,467</td> <td>8,975</td> <td>5,841</td> <td>1,462</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">16,662</td> <td colspan="3">16,278</td> </tr> <tr> <td>過不足 (B)-(A)</td> <td>+1,559</td> <td>+418</td> <td>+408</td> <td>+1,266</td> <td>+373</td> <td>+354</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 待機児童ゼロの継続と定員の空き対策(別添資料 P13~31)</p> <p>保育需要の状況に応じて、定員の空き対策や小規模保育・家庭的保育(保育ママ)の利用促進などの多様な保育の利用促進等の取組について更新、調整を行った。</p> <p>(1) 区立保育施設の入所定員抑制(別添資料 P17) 見直し</p> <p>令和5年度の保育需要実績等を踏まえて、前計画で設定した令和6年度までの抑制計画を見直した。</p>							実 績			見 込 み			令和5年4月1日			令和6年4月1日			3~5 歳児	1・2 歳児	0 歳児	3~5 歳児	1・2 歳児	0 歳児	保育需要数 (A)	7,719	5,499	1,059	7,709	5,468	1,108		14,277			14,285			保育定員数 (B)	9,278	5,917	1,467	8,975	5,841	1,462		16,662			16,278			過不足 (B)-(A)	+1,559	+418	+408	+1,266	+373	+354
	実 績			見 込 み																																																								
	令和5年4月1日			令和6年4月1日																																																								
	3~5 歳児	1・2 歳児	0 歳児	3~5 歳児	1・2 歳児	0 歳児																																																						
保育需要数 (A)	7,719	5,499	1,059	7,709	5,468	1,108																																																						
	14,277			14,285																																																								
保育定員数 (B)	9,278	5,917	1,467	8,975	5,841	1,462																																																						
	16,662			16,278																																																								
過不足 (B)-(A)	+1,559	+418	+408	+1,266	+373	+354																																																						

◇ 区立保育施設（直営園）の入所定員抑制予定数（令和6年度まで）

（単位：人）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
令和5年までの抑制内容	0	-25	-78	-68	-84	-63	-318
令和6年の抑制内容	0	4	6	-5	-16	-32	-43
累 計	0	-21	-72	-73	-100	-95	-361

(2) 私立保育施設の定員変更協議（別添資料 P20～21）

見直し

認可保育所の入所率が改善していること等から、経営支援としての利用定員変更は令和5年度で終了する。

今後は、各施設からの要望に基づき、地域の保育需要等を総合的に勘案して区からも提案を行う等、認可定員の増減にかかる協議を行っていく。

(3) 小規模保育・家庭的保育（保育ママ）の利用促進

（別添資料 P23～25）

継 続

4月時点で空きが多数発生している小規模保育・家庭的保育について、サービスの魅力向上等により利用促進を図り、利用者の多様なニーズ等に対応できるようにすることで需給のミスマッチを解消していく。

3 年度途中の利用（待機）状況と対応策（別添資料 P32～35）

年度途中の利用（待機）状況を把握するため、10月1日時点の待機児童数を調査するとともに、対応策の効果検証を行っている。

(1) 10月1日時点の待機児童発生状況（別添資料 P33）

調査・分析

◇ 年齢別待機児童数

（単位：人）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	総計
令和4年度	35	5	1	0	0	0	41
令和5年度	37	13	0	0	0	0	50

ア いずれの年齢も年度途中の保育需要の増加数は昨年度と同程度だった。

イ 1歳児は4月時点の保育需要数が増加したため、空きが少なくなり、年度途中の待機児童が増加した。

ウ 0歳児は4月、10月いずれも保育需要数は昨年度より減少したが、入所を希望している児童の所在と施設の空き状況が一致しなかったため、年度途中の待機児童が減少しなかった。

(2) 年度途中の待機児童対策の取り組み状況 (別添資料 P34~35)

実施中の対応策

ア ベビーシッター利用支援

令和5年5月より、東京都のベビーシッター利用支援事業（待機児童支援）の活用を開始

イ 保育事業者へ入所保留者の発生状況等を情報発信

施設種別ごとに、年度途中の施設の受入れ人数変更に要する期間を考慮した上で、区から保育事業者へ、地域・年齢ごとの入所保留者数の情報を発信

ウ 入所不承諾となった保護者への情報提供の強化

令和5年度より不承諾通知に、区のホームページに記載した案内（各施設の最新の募集状況や希望園変更のオンライン手続き）を添付

(3) 今後の取組 (別添資料 P35)

今後の対応策

ア 令和6年度の保育定員に関する取組

区立保育施設の入所定員抑制の見直しや、私立認可保育所の定員変更協議において、年度途中の利用（待機）状況を踏まえて、定員調整を実施する。

イ 今後の取組方針

次年度以降も、継続して年度途中の利用（待機）状況を確認し、それを踏まえて既存の保育施設を最大限活用するための取組を検討する。

令和5年度 第4回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和6年3月26日

<審議事項・報告事項・**情報連絡事項**>

件名	令和6・7年度後期高齢者医療保険料率の改定について						
所管部課	区民部 高齢医療・年金課						
内容	令和6・7年度の後期高齢者医療保険料率について、令和6年1月31日に開会された東京都後期高齢者医療広域連合（以下、「都広域連合」という。）議会において、以下のとおり可決されたので報告する。						
	1 令和6・7年度の保険料率						
	(1) 現行の保険料額との比較						
			年度	R 4・5 (現行)	R 6・7	R 4・5 (現行) との差	
			一人当たり 平均保険料額	104,842円	111,356円	6,514円増	
			年度	R 4・5 (現行)	R 6	R 7	R 4・5 (現行) との差
			均等割額	46,400円	47,300円	47,300円	900円増
	所得 割合	旧ただし 書き所得 ^{※1} 58万円以下	9.49%	8.78%	9.67%	0.71pt減	0.18pt増
		旧ただし 書き所得 58万円超		9.67%		0.18pt増	
			一人当たり 平均保険料額	104,842円	110,156円	112,535円	5,314円増
		賦課限度額	660,000円	730,000円	800,000円	70,000円増	
<p>※1 旧ただし書き所得＝総所得金額等－43万円（基礎控除額） これが58万円以下の方は、令和6年度は制度改正の影響を受けないように配慮</p>							
(2) 年間保険料額比較（公的年金収入のみの単身者で試算） 別紙1参照							
2 保険料率改定の主な設定条件							
(1) 被保険者数 令和6年度176万人、令和7年度179.3万人							

- (2) 一人当たり医療給付費の伸び率 0.78%
- (3) 所得係数（均等割と所得割の賦課割合）
 - ア 所得係数 1.56
 - イ 均等割と所得割の賦課割合（48：52）
37.17（均等割）：62.83（所得割）
- (4) 都広域連合剰余金繰入 260億円
- (5) 出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みを導入
2年間で約23億円
- (6) 後期高齢者負担率
 - ア 令和6年度
 - （ア）旧ただし書き所得58万円以下の方 12.24%
 - （イ）旧ただし書き所得58万円超の方 12.67%
 - イ 令和7年度 12.67%に統一（制度改正影響あり）
- (7) 賦課限度額
66万円から80万円に引き上げ。ただし、激変緩和措置として令和6年度は73万円（令和6年度に被保険者になる方を除く）。

3 保険料率改定における主な増加抑制及び軽減対策

- (1) 特別対策の継続実施
審査支払手数料、保険料未収金補填分、葬祭費の3項目について、各区市町村が一般財源で支弁する見込額（2年間で約214億円）。
- (2) 所得割額軽減の継続実施（都広域連合独自の軽減）
各区市町村が一般財源で支弁する見込額（2年間で約5億円）。

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%

- (3) (1) (2) の特別対策等を実施した場合の足立区での試算額
都内62区市町村議会において「都広域連合の規約変更について」の議案が可決された場合における一般財源で支弁する試算額は以下のとおり。

項目	令和5年度 当初予算額 【A】	令和6年度 当初予算額 (案) 【B】	差額 【B】－【A】
審査支払手数料相当額	197,850千円	205,116千円	7,266千円
財政安定化基金拠出金相当額	0円	0円	0円
保険料未収金補填分相当額	80,838千円	52,170千円	△28,668千円
保険料所得割額減額分相当額	14,721千円	14,411千円	△310千円
葬祭費相当額	257,400千円	259,550千円	2,150千円
合計	550,809千円	531,247千円	△19,562千円

(4) 被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方の保険料を軽減

	加入から2年を経過する月まで	加入から2年経過後
均等割額	5割軽減	軽減なし
所得割額	負担なし	

4 今後のスケジュール

令和6年3月5日 「あだち長寿医療だより」で周知（世帯に送付）

3月9日 都広域連合が「東京いきいき通信」で周知（新聞折込）

4月 改定前の保険料率で仮賦課

7月中旬 住民税決定後に本賦課し、「あだち長寿医療だより」で保険料額決定を周知

5 今後の方針

都広域連合による改定結果をもとに、区民へ丁寧に周知、説明するとともに、保険料賦課等の事務処理を円滑に進めていく。

年間保険料額比較（公的年金収入のみの単身者で試算）

公的年金 収入額	令和5年度 保険料額	令和6年度			令和7年度		
		保険料額	増減額	増減率	保険料額	増減額	増減率
153万円	13,900円	14,100円	200円	1.4%	14,100円	200円	1.4%
168万円	21,000円	20,700円	△300円	△1.4%	21,400円	400円	1.9%
173万円	37,400円	36,800円	△600円	△1.6%	38,100円	700円	1.9%
197万円	64,900円	62,200円	△2,700円	△4.2%	66,100円	1,200円	1.8%
211万円	92,100円	88,700円	△3,400円	△3.7%	93,900円	1,800円	2.0%
221万円	101,600円	103,500円	1,900円	1.9%	103,500円	1,900円	1.9%
240万円	128,900円	131,400円	2,500円	1.9%	131,400円	2,500円	1.9%
400万円	264,100円	269,200円	5,100円	1.9%	269,200円	5,100円	1.9%
880万円	660,000円	673,400円	13,400円	2.0%	673,400円	13,400円	2.0%
942万円	660,000円	730,000円	70,000円	10.6%	730,300円	70,300円	10.7%
1,017万円	660,000円	730,000円	70,000円	10.6%	800,000円	140,000円	21.2%

↑
自然増のみ
均等割額の

↑
均等割額及び令和6年度
の所得割額は自然増のみ

【激変緩和措置】

- 1 賦課限度額は令和6年度73万円、令和7年度80万円
- 2 153万円以下の方は、制度改正の影響を受けない。
- 3 153万円超211万円以下の方は、令和6年度のみ制度改正の影響を受けない。

令和5年度 第4回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和6年3月26日

<審議事項・報告事項・**情報連絡事項**>

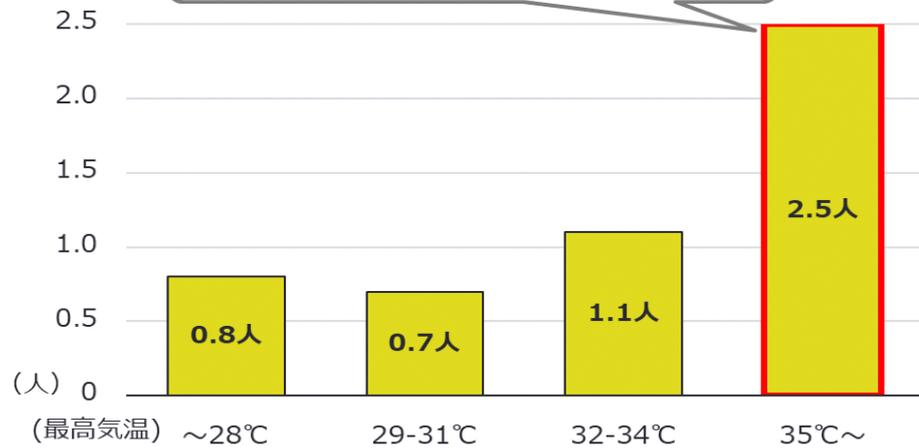
件名	足立区における高齢者の孤立死の現状について																																														
所管部課	地域のちから推進部 絆づくり担当課																																														
内容	<p>東京都監察医務院から提供があった令和4年の高齢者孤立死データ（平成28年～令和4年）を、別添資料「足立区の高齢者孤立死データ分析結果」のとおりまとめたので報告する。</p> <p>なお、孤立死の定義は「<u>単身者が自宅で死亡した場合</u>」とする。</p> <p>1 集計結果の主な概要</p> <p>(1) 令和4年の高齢者孤立死数は427人で前年より96人（29%）増加、平成28年以降最大</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>孤立死数 (人)</th> <th>孤立死増加率 (対前年)</th> <th>高齢者人口 (人)</th> <th>単身高齢者人口 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年</td> <td>282</td> <td></td> <td>165,910</td> <td>51,583</td> </tr> <tr> <td>平成29年</td> <td>270</td> <td>-4.3%</td> <td>168,323</td> <td>53,564</td> </tr> <tr> <td>平成30年</td> <td>336</td> <td>+24.4%</td> <td>169,994</td> <td>55,268</td> </tr> <tr> <td>令和元年</td> <td>349</td> <td>+3.9%</td> <td>170,890</td> <td>56,858</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>384</td> <td>+10.0%</td> <td>171,378</td> <td>58,285</td> </tr> <tr> <td>令和3年</td> <td>331</td> <td>-13.8%</td> <td>171,715</td> <td>59,636</td> </tr> <tr> <td>令和4年</td> <td>427</td> <td>+29.0%</td> <td>169,573</td> <td>60,733</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 性別ごとの1万人当たりの男性の孤立死リスクは女性の2.8倍</p> <p>性別ごとの1万人当たりの高齢者孤立死者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>性別</th> <th>1万人当たり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男性</td> <td>31.3人</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>11.1人</td> </tr> </tbody> </table>		孤立死数 (人)	孤立死増加率 (対前年)	高齢者人口 (人)	単身高齢者人口 (人)	平成28年	282		165,910	51,583	平成29年	270	-4.3%	168,323	53,564	平成30年	336	+24.4%	169,994	55,268	令和元年	349	+3.9%	170,890	56,858	令和2年	384	+10.0%	171,378	58,285	令和3年	331	-13.8%	171,715	59,636	令和4年	427	+29.0%	169,573	60,733	性別	1万人当たり	男性	31.3人	女性	11.1人
	孤立死数 (人)	孤立死増加率 (対前年)	高齢者人口 (人)	単身高齢者人口 (人)																																											
平成28年	282		165,910	51,583																																											
平成29年	270	-4.3%	168,323	53,564																																											
平成30年	336	+24.4%	169,994	55,268																																											
令和元年	349	+3.9%	170,890	56,858																																											
令和2年	384	+10.0%	171,378	58,285																																											
令和3年	331	-13.8%	171,715	59,636																																											
令和4年	427	+29.0%	169,573	60,733																																											
性別	1万人当たり																																														
男性	31.3人																																														
女性	11.1人																																														

(3) 夏季の最高気温が35℃以上で孤立死リスクは2.8倍

最高気温別の平均人数／日

最高気温35℃以上の日は平均2.5人
最高気温35℃未満の日は平均0.9人

35℃未満と比較して孤立死リスクは2.8倍

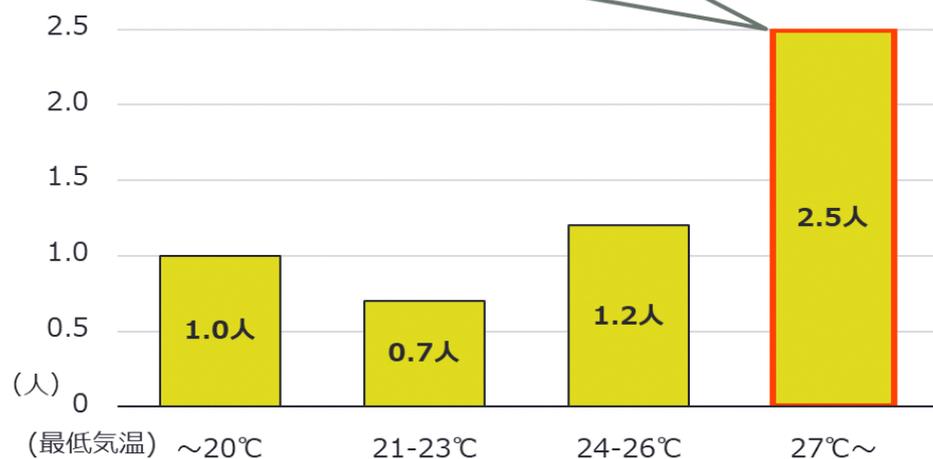


(4) 夏季の最低気温が27℃以上で孤立死リスクは2.5倍

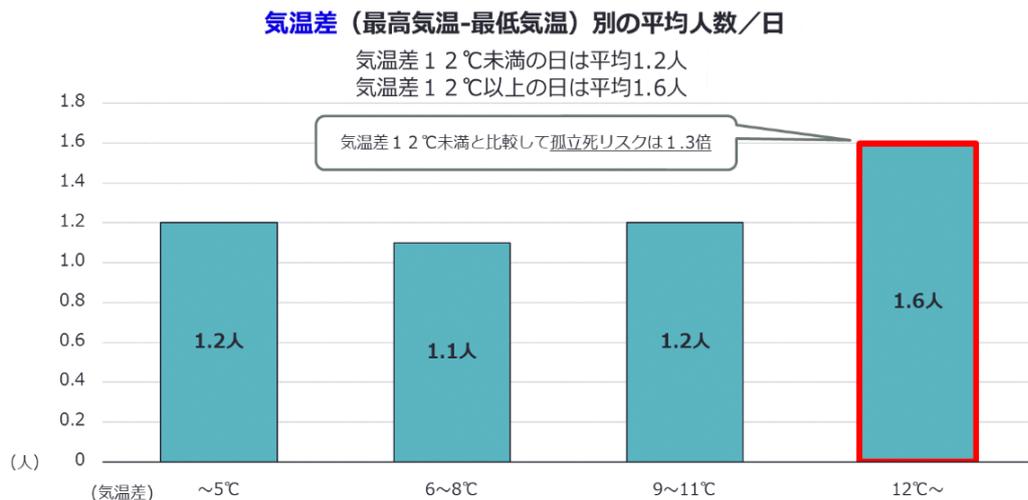
最低気温別の平均人数／日

最低気温27℃未満の日は平均1.0人
最低気温27℃以上の日は平均2.5人

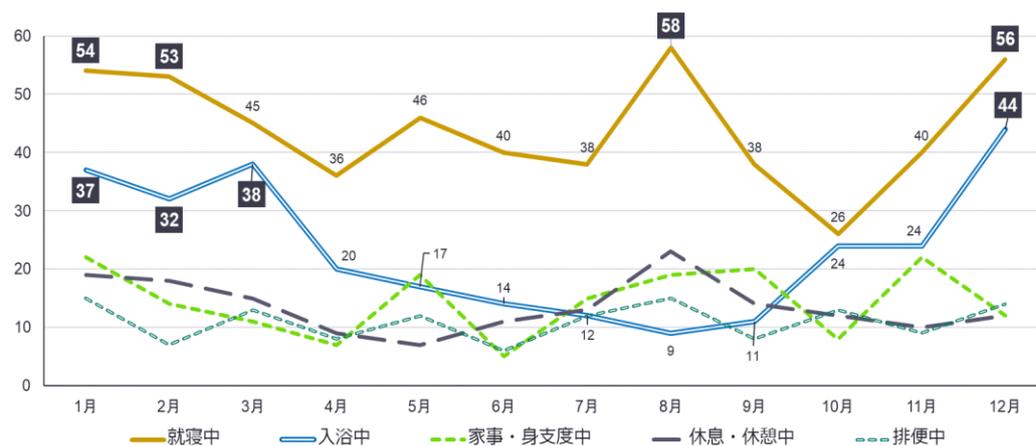
27℃未満と比較して孤立死リスクは2.5倍



(5) 冬季の1日の気温差が12℃以上で孤立死リスクは1.3倍



(6) 死亡直前の状況別では、「就寝中」は特に夏季と冬季が、「入浴中」は冬季から春季に孤立死リスクが高まる



2 今後の取り組み

(1) 絆のあんしんネットワーク連絡会や地域包括支援センター、町会・自治会等の関係機関に対して本分析結果を共有し、周知・啓発を進めるとともに、男性の孤立を防ぐため、サロン活動や自主グループ立ち上げ等の働きかけを行っていく。

また、孤立死が増加する夏季・冬季の見守りの強化を依頼していく。

さらに、区民に対しても広報等で直接的に周知・啓発を進めていく。

(2) ビューティフル・パートナーとして出展するイベントなどにおいて、引き続き協力員の登録を広く呼びかけることで、若い世代などによる新たな気づきの目を増やしていく。

(3) 環境政策課（エアコン購入費補助金）、建築防災課（浴室暖房設置工事費助成）、衛生管理課などの関係所管と連携し、より効果的な孤立死対策について検討していく。

令和5年度 第4回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和6年3月26日

<審議事項・報告事項・**情報連絡事項**>

件名	国の「住民税非課税世帯等への臨時給付金」事業の実施について												
所管部課	福祉部 生活・暮らし臨時給付金担当課												
内容	<p>物価高騰の影響を受ける低所得世帯の負担軽減を図ることを目的として、国から新たな給付支援内容が示されたため、以下のとおり給付する。</p> <p>1 支給対象世帯（想定含む）</p> <p>(1) <u>令和5年度住民税非課税世帯</u> 基準日（令和5年12月1日）時点で足立区の住民基本台帳に記録されている令和5年度住民税均等割非課税世帯</p> <p>(2) <u>令和5年度住民税均等割のみ課税世帯</u> 世帯全員が令和5年度住民税所得割非課税かつ、少なくとも1人が住民税均等割課税である世帯で、基準日（令和5年12月1日）時点で足立区の住民基本台帳に記録されている世帯</p> <p>(3) <u>令和5年度低所得の子育て世帯に対するこども加算</u> 上記1（1）または1（2）を受給した世帯のうち、世帯内に生計を同一にする平成17年4月2日生まれ以降の児童がいる世帯（基準日から申請期限までに出生した児童含む）で、基準日（令和5年12月1日）時点で足立区の住民基本台帳に記録されている世帯</p> <p>(4) <u>令和6年度新規住民税非課税世帯</u> 令和6年度新たに住民税均等割が非課税となった世帯で、基準日（令和6年6月3日）時点で足立区の住民基本台帳に記録されている世帯</p> <p>(5) <u>令和6年度新規住民税均等割のみ課税世帯</u> 令和6年度新たに世帯全員が住民税所得割非課税かつ、少なくとも1人が住民税均等割課税となった世帯で、基準日（令和6年6月3日）時点で足立区の住民基本台帳に記録されている世帯</p> <p>(6) <u>令和6年度低所得の子育て世帯に対するこども加算</u> 上記1（4）または1（5）を受給した世帯のうち、世帯内に生計を同一にする平成17年4月2日生まれ以降の児童がいる世帯（基準日から申請期限までに出生した児童含む）で、基準日（令和6年6月3日）時点で足立区の住民基本台帳に記録されている世帯</p> <p>※ 上記1（1）から（6）とも、世帯全員が住民税課税者から税法上扶養されている世帯等を除く</p> <p>2 支給件数 134,900世帯想定 内訳</p> <table border="0"> <tr> <td>令和5年度住民税非課税世帯</td> <td>97,000世帯</td> </tr> <tr> <td>令和5年度住民税均等割のみ課税世帯</td> <td>8,200世帯</td> </tr> <tr> <td>令和5年度低所得の子育て世帯に対するこども加算</td> <td>7,000世帯（12,000人）</td> </tr> <tr> <td>令和6年度新規住民税非課税世帯</td> <td>18,000世帯</td> </tr> <tr> <td>令和6年度新規住民税均等割のみ課税世帯</td> <td>1,800世帯</td> </tr> <tr> <td>令和6年度低所得の子育て世帯に対するこども加算</td> <td>2,900世帯（3,500人）</td> </tr> </table>	令和5年度住民税非課税世帯	97,000世帯	令和5年度住民税均等割のみ課税世帯	8,200世帯	令和5年度低所得の子育て世帯に対するこども加算	7,000世帯（12,000人）	令和6年度新規住民税非課税世帯	18,000世帯	令和6年度新規住民税均等割のみ課税世帯	1,800世帯	令和6年度低所得の子育て世帯に対するこども加算	2,900世帯（3,500人）
令和5年度住民税非課税世帯	97,000世帯												
令和5年度住民税均等割のみ課税世帯	8,200世帯												
令和5年度低所得の子育て世帯に対するこども加算	7,000世帯（12,000人）												
令和6年度新規住民税非課税世帯	18,000世帯												
令和6年度新規住民税均等割のみ課税世帯	1,800世帯												
令和6年度低所得の子育て世帯に対するこども加算	2,900世帯（3,500人）												

3 支給額

(1) 上記1 (1) 1世帯あたり70,000円 (※1)

(2) 上記1 (2) (4) (5) 1世帯あたり100,000円

(3) 上記1 (3) (6) 児童一人あたり50,000円

※1 令和5年度住民税非課税世帯は、前回の1世帯あたり3万円給付金 (※2) に今回7万円を追加し、合計10万円を給付

※2 前回の1世帯あたり3万円給付金

物価高騰の影響を受けた低所得世帯の負担軽減を図るため、区においては令和4年度住民税非課税世帯、令和5年度新規住民税非課税世帯及び家計急変世帯を対象とした、1世帯あたり3万円の給付事業 (令和5年10月31日申請期限) (以下「3万円給付金」と表記)。

4 スケジュール (予定含む)

No.	給付金種別	通知の種類	通知発送	初回着金	申請期限
1	令和5年度住民税非課税世帯 (97,000世帯)	振込事前案内先行 支給分(※3) 【区へ返送不要】	1月9日	1月18日 19日 約7,000 世帯× 2日間	5月31日
		振込事前案内(※4) 【区へ返送不要】	1月9日	1月29日 30日 約31,000 世帯× 2日間	
		確認書(※5) 【区へ返送必要】	1月15日	1月29日 以降順次	
2	5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付金(8,200世帯)	確認書(※5) 【区へ返送必要】	2月21日	3月7日 以降順次	5月31日
3	5年度低所得の子育て世帯に対するこども加算(12,000人)	振込事前案内(※6) 【区へ返送不要】 5年度住民税非課税世帯への給付金受給済世帯への加算(9,500人)	2月22日	3月4日	10月31日
		確認書(※5) 【区へ返送必要】 5年度住民税均等割のみ課税世帯等への加算(2,500人)	3月11日 以降順次	3月28日 以降順次	
4	6年度新規住民税非課税世帯への給付金(18,000世帯)	確認書(※5) 【区へ返送必要】	6月下旬 以降順次	7月上旬 以降順次	10月31日
5	6年度新規住民税均等割のみ課税世帯への給付金(1,800世帯)				
6	6年度低所得の子育て世帯に対するこども加算(3,500人)				

- ※3 表No.1 の振込事前案内先行支給分
区へ返送不要で振込可能な世帯。
要件…3 万円給付金を区から支給し、世帯構成等に変更がない生活保護受給世帯のうち、令和5年12月分の生活保護費を振込で受給した口座が、7万円給付金の支給予定口座情報と一致している世帯
理由…生活保護受給中の世帯はケースワーカーが定期的に居住実態や世帯状況を確認していることに加え、7万円給付金の支給口座が、毎月支給する生活保護費の振込口座と同一であれば、給付金の振込を円滑に実施できると判断したため。
- ※4 表No.1 の振込事前案内
口座変更等がなければ区へ返送不要で振込可能な世帯。
3万円給付金を区から支給した世帯のうち、世帯構成等に変更がない上記※3を除く世帯が対象。対象者が意図しない口座への振込等を防ぐため、振込案内を事前に送付して口座変更等届出期間を一定期間設ける。
- ※5 確認書
支給要件や振込口座等確認のため区への書類返送が必要な世帯。
- ※6 表No.3 の振込事前案内
区へ返送不要で振込可能な世帯。
住民税非課税世帯への7万円給付金を直近の1月から2月中旬頃までに支給した世帯が対象となるため、振込先口座や支給要件等に相違がないと判断し、口座変更申出期間を設けず、より早期に一斉振込。

5 支給手続き

- (1) 「振込事前案内」
ア 区から対象世帯へ振込事前案内を発送
イ 口座へ入金後、振込通知書を送付
- (2) 「確認書」
ア 区から対象世帯へ確認書を発送
イ 区へ確認書を返送
ウ 区は確認書の内容を確認の上、支給を決定
エ 口座へ入金後、振込通知書を送付

6 専用コールセンター・申請相談支援窓口の設置

- (1) 専用コールセンター
電話番号：0120-247-035（平日午前9時～午後8時まで）
- (2) 申請相談支援窓口
本庁舎中央館1階アトリウム（平日午前9時～午後5時まで）

7 周知方法

対象世帯に対して、振込事前案内及び支給要件確認書を順次送付するとともに、あだち広報及び区ホームページにて詳しく周知した。

8 今後の方針

給付金を一日でも早く区民に支給するため、確認書等の事務処理を迅速に進めるとともに、ミスを起こさないよう細心の注意を払って取り組んでいく。

令和5年度 第4回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和6年3月26日

<審議事項・報告事項・**情報連絡事項**>

件名	地域密着型サービス事業者の新規指定及び廃止について
所管部課	福祉部 介護保険課
内容	<p>地域密着型サービス事業者の新規指定及び廃止について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 新規指定 1 事業所</p> <p>(1) 新規事業所 【地域密着型通所介護】(北西地区)</p> <p>事業所所在地 足立区竹の塚六丁目22番2号 ドリームコート101</p> <p>運営法人 合同会社LIFEマネジメント</p> <p>事業所名 Sonrisa竹の塚</p> <p>利用定員 10名</p> <p>指定年月日 令和6年1月1日</p> <p>2 廃止事業所 3 事業所</p> <p>(1) 廃止事業所 【地域密着型通所介護】(千住地区)</p> <p>事業所所在地 足立区千住東二丁目4番4号 マンション西山1階</p> <p>運営法人 企業組合労協センター事業団</p> <p>事業所名 ワーカーズコープ・デイサービス・よつば</p> <p>利用定員 10名</p> <p>廃止年月日 令和5年11月30日</p> <p>(2) 廃止事業所 【地域密着型通所介護】(北西地区)</p> <p>事業所所在地 足立区谷在家三丁目21番13号 3階</p> <p>運営法人 株式会社えがおのわ</p> <p>事業所名 樹楽 足立谷在家</p> <p>利用定員 12名</p> <p>廃止年月日 令和5年12月31日</p>

	<p>(3) 廃止事業所 【地域密着型通所介護】 (北西地区)</p> <p>事業所所在地 足立区島根二丁目30番23号</p> <p>運営法人 株式会社日本介護センター</p> <p>事業所名 日介ケアセンター島根</p> <p>利用定員 10名</p> <p>廃止年月日 令和6年2月29日</p>
--	--

令和5年度 第4回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和6年3月26日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	令和5年度「第42回足立区障がい者週間記念事業」の実施結果について																																	
所管部課	福祉部 障がい福祉センター																																	
内容	<p>障がい者・児の自立と社会参加の意欲向上、区民の理解向上と啓発を目的として、「障害者基本法」で定める障害者週間（12月3日～9日）にあわせて実施した障がい者週間記念事業について、結果を報告する。</p> <p>1 実施日時・場所等</p> <p>(1) 区役所1階アトリウム</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>期 間</th> <th>時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>作 品 展</td> <td>11月30日(木) ～12月6日(水)</td> <td>午前9時～午後5時</td> </tr> <tr> <td>お楽しみコーナー (販売・体験)</td> <td>12月1日(金) ～12月6日(水)</td> <td>午前10時～午後5時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 区ホームページ「Webびじゅつかん」 作品展における各作品の画像（希望者のみ）を、11月30日（木）から順次、通年で公開した。</p> <p>2 実施結果</p> <p>(1) 作品展 障がいのある方が制作した絵画や陶芸等の作品を展示した。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>来場者数(※)</th> <th>作品出品者</th> <th>作品数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>3,460人</td> <td>55団体、個人3名</td> <td>841点</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>3,670人</td> <td>56団体、個人4名</td> <td>906点</td> </tr> <tr> <td>令和2、3年度</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">(コロナ禍のため実施せず)</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>2,580人</td> <td>45団体、個人2名</td> <td>434点</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>4,036人</td> <td>37団体、個人2名</td> <td>418点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成30年度及び令和元年度の来場者数は、庁舎ホールでのふれあい発表会等の人数を含む。</p> <p>(2) お楽しみコーナー（販売・体験） 障がいのある方の自主製品の販売や、障がい者団体・区内事業者等による福祉機器の展示・体験コーナーを日替わりで実施した。</p> <p>ア 販売コーナー (ア) 出展数：8団体（令和4年度：9団体） (イ) 販売物：パウンドケーキ、クッキー、手芸品等</p> <p>イ 展示・体験コーナー (ア) 内容：5団体（令和4年度は実施せず）による、手話体験、</p>	内 容	期 間	時 間	作 品 展	11月30日(木) ～12月6日(水)	午前9時～午後5時	お楽しみコーナー (販売・体験)	12月1日(金) ～12月6日(水)	午前10時～午後5時	年度	来場者数(※)	作品出品者	作品数	平成30年度	3,460人	55団体、個人3名	841点	令和元年度	3,670人	56団体、個人4名	906点	令和2、3年度	(コロナ禍のため実施せず)			令和4年度	2,580人	45団体、個人2名	434点	令和5年度	4,036人	37団体、個人2名	418点
内 容	期 間	時 間																																
作 品 展	11月30日(木) ～12月6日(水)	午前9時～午後5時																																
お楽しみコーナー (販売・体験)	12月1日(金) ～12月6日(水)	午前10時～午後5時																																
年度	来場者数(※)	作品出品者	作品数																															
平成30年度	3,460人	55団体、個人3名	841点																															
令和元年度	3,670人	56団体、個人4名	906点																															
令和2、3年度	(コロナ禍のため実施せず)																																	
令和4年度	2,580人	45団体、個人2名	434点																															
令和5年度	4,036人	37団体、個人2名	418点																															

マッサージ体験、義肢装具や意思伝達装置の展示・体験等

(3) Webびじゅつかん

障がいのある方が制作した絵画や陶芸等の作品画像を区ホームページに掲載（希望者のみ）。記念事業終了後も公開を継続。

(4) 今年度の取り組み成果

ア パウンドケーキなどの食品販売を土・日曜日だけではなく平日にも拡大したことで、活動のPR向上に繋がった。

イ 作品の制作過程やインタビューの動画をSNSにアップし、会場でも上映したことで、集客の増加に繋がった。

(5) その他

ア 来場者に、令和4年度展示の一部作品をデザインしたポストカードを配布した。

イ 庁舎ホールでのふれあい発表会について、今年度は実施を見送った。

3 主な意見・感想

(1) 参加団体

ア 他での販売機会が少なくなっているのでありがたい。障がいのあるお子さん連れのご家族が多くいらっしゃり、作品展のPRにも力を入れているのが分かった。

イ 次回はもっと販売するお店が増えてほしい。

ウ 展示した作品を見に、(障がい者施設の)利用者家族も足を運んでいただき、活動理解につながった。

(2) 来場者（アンケート968件から）

ア 作品を見ているだけで感動しました。私自身、社会に疲れていましたが作品を見て温かい気持ちになりました。

イ 土・日の開催の際は、他のイベントと一緒にいけるともっと盛り上がると思います。

ウ もっと展示作品の数が多いと良いと思った。

エ 作品を購入出来るようにしてください。

4 今後の方針

(1) 記念事業の実行委員会を構成する障がい当事者団体や事業所等に次年度に向けた意見や要望等を丁寧に聴取し、改善等を検討していく。

(2) 区内事業者と連携し、作品展の出展作品をノベルティグッズ化、商品化していく等、障がい者の創作活動をさらに高めることにチャレンジしていく。

令和5年度 第4回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和6年3月26日

<審議事項・報告事項・**情報連絡事項**>

<p>件名</p>	<p>「足立区第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画」の策定について</p>
<p>所管部課</p>	<p>衛生部 データヘルス推進課</p>
<p>内容</p>	<p>「足立区第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画」の策定について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 パブリックコメントの実施結果</p> <p>(1) 募集期間 令和5年12月25日(月)から令和6年1月23日(火)</p> <p>(2) 意見提出数 3件(2名)</p> <p>2 意見の概要および区の考え方 別紙「いただいた意見に対する区の考え方」のとおり</p> <p>3 「足立区第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画」について 別添資料「足立区第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画」のとおり。 令和6年3月下旬、区ホームページに掲載。</p>

いただいた意見に対する区の考え方
【足立区第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画（案）】

No	意見の概要	区の考え方
1	<p>将来計画として、(1) 東京女子医科大学附属足立医療センターとの連携、(2) マイナンバー健康保険証の大きな可能性、(3) 外国人加入者への対応、についての記述もほしかった。</p>	<p>(1) 計画の4頁「イ 区内関係機関との連携」に基づいて、東京女子医科大学附属足立医療センターとも定期的に意見交換や情報提供の場を設け、連携して区の施策を進めていきます。</p> <p>(2) マイナンバーカードを用いて特定健診結果が経年で閲覧できることの周知について、58頁「特定健診・特定健診受診再勧奨事業」の「プロセス（方法）」に追記します。</p> <p>(3) 外国人を含め、すべての方に、健診（検診）や健康増進、疾病予防に関する情報が届くように努めていきます。</p>
2	<p>生活習慣病の多さや特定健診やがん検診受診率の低さに対しては、区内企業の自主的な取り組み等は紹介しても良いのではないかと。</p>	<p>足立区が協定を結んでいる民間企業と連携して健診の勧奨を実施していることを、4頁の「ウ 外部機関との連携」、58頁「特定健診・特定健診受診再勧奨事業」と74頁「各種がん検診の受診勧奨と普及啓発事業」にて追記します。</p>
3	<p>特定保健指導における医療関係者と住民との連携手段は面接又は通信となっており、連携手段が統一されておらず、相互の情報共有や指導履歴管理の面において十分とは思えない。</p> <p>共通の電子的プラットフォームが構築された上で行い、面接や各種通信による記録が一元的に管理できれば、より効率的に推進できるのではないかと。</p>	<p>特定保健指導の連携手段は、利用者の様々なニーズに応え、より多くの方に利用して頂けるように、複数の手段を設けておくべきと考えています。</p> <p>また、共通の電子的プラットフォームについては、厚生労働省が推し進めている医療DXやマイナポータル等を注視しながら、利便性や効率性を検討していきます。</p>

令和5年度 第4回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和6年3月26日

<審議事項・報告事項・**情報連絡事項**>

<p>件名</p>	<p>「健康あだち21（第三次）行動計画」の策定について</p>
<p>所管部課</p>	<p>衛生部 ころろとからだの健康づくり課</p>
<p>内容</p>	<p>「健康あだち21（第三次）行動計画」の策定について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 パブリックコメントの実施結果</p> <p>(1) 募集期間 令和5年12月25日（月）から令和6年1月23日（火）</p> <p>(2) 意見提出数 3件（2名）</p> <p>2 意見の概要および区の考え方 別紙「いただいた意見に対する区の考え方」のとおり</p> <p>3 「健康あだち21（第三次）行動計画」について 別添資料「健康あだち21（第三次）行動計画」のとおり 令和6年3月下旬、区ホームページに掲載</p>

いただいた意見に対する区の考え方
【健康あだち 2 1（第三次）行動計画（案）】

No	意見の概要	区の考え方
1	<p>成人の喫煙率目標や、受動喫煙の機会を有するものの割合についての記載があり、区民の健康を考える上で大事なことではあるが、たばこ事業者への配慮もお願いしたい。</p>	<p>健康あだち 2 1（第三次）行動計画は、「健康寿命の延伸・健康格差の縮小」を目標として、区民等と協働・協創して取り組む健康づくりの活動計画です。その中で、区としては禁煙を推し進めているわけではなく、喫煙の正しい知識について十分な情報提供をした上で、受動喫煙防止対策に重点を置いた取り組みを考えており、決してたばこそのものの販売を制限するものではございません。禁煙したい人への治療支援や特に子どもや妊婦の健康を守るために受動喫煙の啓発等を行ってまいります。ご理解のほどよろしくお願い致します。</p>
2	<p>たばこ税の一部を活用して、喫煙所が足りていないエリアなどに喫煙所を多く設置していただきたい。</p>	<p>健康あだち 2 1（第三次）行動計画は、区民等と協働・協創して取り組む健康づくりの活動計画です。公衆喫煙所につきましては、別途足立区公衆喫煙所設置要綱に基づき、喫煙者の状況、区民の方々からのご意見、設置スペースの有無等、多角的に検討を行った上でエリアを決定し、整備を行っております。ご理解のほどよろしくお願い致します。</p>
3	<p>飲食店や駅前で喫煙場所が減っている中で、家庭内まで制限されることは大変厳しい。</p>	<p>特に子どもや妊婦の健康を守るためには、区全体で受動喫煙防止対策に取り組むことが重要と考えておりますので、場所を特定した記載はしておりません。ご理解のほどよろしくお願い致します。</p>

令和5年度 第4回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和6年3月26日

<審議事項・報告事項・**情報連絡事項**>

件名	令和6年度 任意予防接種費用の助成事業等について
所管部課	衛生部 保健予防課
内容	<p>1 任意予防接種費用の助成</p> <p>以下2種類の任意予防接種費用の助成について、新年度予算に計上しました。</p> <p>(1) 4価HPVワクチン（男性）</p> <p>令和6年4月から任意予防接種費用助成の開始を検討している。</p> <p>ア 接種対象者 小学校6年生から高校1年生相当までの男性</p> <p>イ 助成回数および助成金額 3回（女性に対する接種費用と同額とし、17,578円×3回で52,734円程度を想定）</p> <p>ウ 予診票の交付 中学校1年生から高校1年生相当の方に、ハガキを送付。 窓口や郵便、オンラインで申請を受け付け、申請者に予診票を交付する。</p> <p>(2) 小児インフルエンザワクチン</p> <p>令和6年10月から任意予防接種費用助成の開始を検討している。</p> <p>ア 接種対象者および助成期間</p> <p>(ア) 生後6か月から高校3年生相当まで</p> <p>(イ) 毎年10月1日から翌年1月31日まで</p> <p>イ 助成回数および助成金額</p> <p>(ア) 生後6か月から12歳まで 2回（上限2,000円×2回で4,000円を想定）</p> <p>(イ) 12歳から高校3年生相当まで 1回（上限2,000円を想定）</p> <p>(ウ) 予診票の送付 毎年9月下旬、接種対象者（保護者）に予診票を送付する。</p>

2 定期予防接種に関する情報提供

(1) 9価HPVワクチン（女性）に対する接種勧奨

17歳から26歳の女性に対するキャッチアップ接種期間が令和7年3月末で終了する。御本人や御家族にワクチン接種をアピールするポスターを作成し、区内の指定医療機関に掲示を依頼する。

(2) 5種混合ワクチンの定期接種化

厚生科学予防接種・ワクチン分科会（予防接種基本方針部会）によると、従来の4種混合ワクチンから5種混合ワクチンへ切り替えることを検討している。標準的な接種時期などの詳細は、実施要領（通知）で規定される予定。

ア 対象となる病原体

	4種混合ワクチン	5種混合ワクチン
百日せき	○	○
ジフテリア	○	○
破傷風	○	○
ポリオ	○	○
H i b	—	○ 追加

イ 定期接種化の開始は令和6年4月1日

(3) 高齢者用肺炎球菌ワクチンの経過措置終了

現行の高齢者用肺炎球菌ワクチンの定期予防接種では、未接種に対し、平成26年度に5歳刻みの年齢を対象とする経過措置を導入した。このたび、5年間の経過措置期間の終了に伴う変更点は以下のとおり。

ア 接種対象者

対象年齢	変更前	変更後
健常者	65歳	65歳
	70歳	
	75歳	
	80歳	
	85歳	
	90歳	
	95歳	
100歳		
身体障害者手帳1級相当の内部障がいがある方	60歳～64歳	60歳～64歳 (変更なし)

イ 接種費用

無料（自己負担分4,000円を助成）

ウ 予診票の交付

65歳の誕生日を迎える月の前月末に発送（ただし、身体障害者 手帳1級相当の方は、令和6年4月発送予定）

エ 今後の方針

東京都が、令和6年度予算案に、66歳以上のワクチン未接種者等を対象とした高齢者肺炎球菌ワクチン（任意）接種費用の補助事業を計上したことから、東京都による補助内容が示され次第、補正予算で対応する（東京都は、1人あたり2,500円を上限に補助予定）。

令和5年度 第4回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和6年3月26日

<審議事項・報告事項・**情報連絡事項**>

件名	妊婦超音波検査（経腹）の拡充、及び低所得妊婦の初回産科受診料助成事業の開始について
所管部課	衛生部 保健予防課
内容	<p>以下の妊婦健康診査にかかわる事業について、新年度予算に計上しました。</p> <p>1 妊婦超音波検査（経腹）の拡充</p> <p>妊婦超音波検査（経腹）の公費負担回数について現行の2回から4回に拡充する。</p> <p>(1) 公費負担回数 4回（東京都の補助金を活用）</p> <p>(2) 事業開始日 令和6年4月1日受診分から4回分の受診券を母子保健バックへ同封する。</p> <p>(3) 遡及対応 令和6年4月1日受診分から利用可能とするため、令和5年8月以降に妊娠届出書を提出した方で出産の記録が無い方に対し、2回分の受診券を送付する。</p> <p>2 低所得妊婦の妊娠判定に要する受診料等（初回産科受診料）助成事業の開始</p> <p>低所得妊婦に対し、経済的負担の軽減を図るとともに、妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、初回の産科受診料を費用助成する。</p> <p>(1) 対象者（いずれの要件も当てはまる方）</p> <p>ア 住民税非課税世帯の方、または、これと同様の所得水準であると認められる方</p> <p>イ 医療機関において初回産科受診をした方</p> <p>ウ 妊娠の届出時等にスマイルママ面接を受けた方</p>

	<p>(2) 初回産科受診の範囲 1回の妊娠につき行った最初の妊娠判定に要する診察、尿検査及び超音波検査の受診料（ただし、健康保険の適用を受けた費用は対象外）とする。</p> <p>(3) 助成額 10,000円（上限）</p> <p>(4) 助成方法 償還払い（初回産科受診日から1年以内）</p> <p>(5) 事業開始日 令和6年4月1日受診分から</p>
--	---

令和5年度 第4回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和6年3月26日

<審議事項・報告事項・**情報連絡事項**>

件名	「足立区感染症予防計画」策定について
所管部課	衛生部 感染症対策課
内容	<p>「足立区感染症予防計画」の策定について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 パブリックコメントの実施結果</p> <p>(1) 募集期間 令和6年1月1日(月)から令和6年1月30日(火)</p> <p>(2) 意見提出数 7件(5名)</p> <p>2 意見の概要および区の考え方 別紙「いただいた意見に対する区の考え方」のとおり</p> <p>3 足立区感染症予防計画(案)について 別添資料「足立区感染症予防計画(案)」のとおり</p> <p>4 今後の方針 都予防計画の確定後、その内容を確認のうえ整合を図り、区予防計画を策定する。時期は令和6年4月を予定。</p>

いただいた意見に対する区の考え方
【足立区感染症予防計画・中間まとめ（案）】

No	意見の概要	区の考え方
1	<p>ワクチンには効果はないものと考え る。ワクチンの副作用等、接種するこ とによるリスクがある。</p> <p>接種は強制されるものでなく、個人 の判断で選択するべきである。政府や マスコミが正しいと思わず、リスクを 調べてほしい。</p>	<p>安全性の確保を含めて、ワクチンの承認や接種 については法に基づく手続きにより国が決定する ことになっております。接種の選択は本人の意思 によるため、予防接種のリスクと効果について、 丁寧に区民に説明してまいります。</p>
2	<p>新型コロナが落ち着いたことによ り、各種店内に入る際、手指消毒をし ない方が増えている。季節性インフル エンザが流行も考慮し、手指消毒を推 奨すべきである。</p>	<p>本計画において、区は、感染症についての正し い知識の普及に努めているところです。</p> <p>手洗いや手指消毒は基本的な感染症の予防策と して有効であると考えますので、今後も推奨して まいります。</p>
3	<p>予防接種時等にマイナンバーカード 等を活用して記載書類を減らせない か。</p>	<p>現在、予防接種へのマイナンバーカードの活用を 含め、事務のデジタル化へ向けた仕組みづくりが 国によって検討されています。今後も国の動向を 注視してまいります。</p>
4	<p>令和6年4月に施行される改正感染 症法により、都道府県と医療機関が医 療協定を結ぶ動きがある。</p> <p>医療提供体制確保は都の役割か。</p>	<p>医療措置協定による医療提供体制確保は、都の 役割となっております。区においては、都や医師 会と協力して地域の医療提供体制の確保がすすむ ように取り組んでまいります。</p>

No	意見の概要	区の考え方
5	<p>保健所の正規職員は十分に増員しているか。平時の人員が余剰気味となったとしても、緊急時の対応を加味して人員を確保してよいと考える。</p> <p>他部署からの応援や派遣職員の増員よりも踏み込んだ準備をお願いしたい。</p>	<p>区は、新型コロナウイルス感染症の流行以降、保健師を増員しており、平時から感染症予防に係る業務に取り組んでおります。</p>
6	<p>感染症流行時においても、入院患者や施設入所者への面会が条件付きで可能となるよう、区が率先して働きかけることはできないか。</p> <p>新型コロナ流行時は強力な面会制限があり、高齢者等の気力低下や認知症の進行等の事例が発生した。</p> <p>「命を守る」という目的を達成するための制限について、バランスが必要と考える。</p>	<p>流行した感染症の感染力や重篤性等の科学的知見に基づき、各施設におけるリスク判断に基づいて面会等の実施について決定しているものと承知しております。</p> <p>なお、いただいたご意見の趣旨は重要な視点であると考えます。</p>
7	<p>2020年の感染症対策(自粛、外食店営業への制限、マスク対策、面会制限、ワクチン対策など)が適正だったのか、結果的に生じたデメリットを含めて反省・検証が足りていないと思う。</p> <p>国や都の管轄事項とせずに区としても振り返るべきであり、その上で次の緊急時に備えるべきと考える。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に係る広域的な施策については、国や都において都度検証が行われてきたものと承知しております。</p> <p>区においては、本計画第四章に資料として新型コロナウイルス感染症対応について掲載しており、過去の経験を踏まえ、計画の策定を行っております。</p>

令和5年度 第4回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和6年3月26日

<審議事項・報告事項・**情報連絡事項**>

件名	認証保育所及び認可外保育施設に対する指導検査の実施結果について																
所管部課	子ども家庭部 子ども施設指導・支援課、子ども施設入園課																
内容	<p>東京都認証保育所（以下「認証保育所」という。）及び認証保育所を除いた認可外保育施設（以下「認可外保育施設」という。）に対して実施した子ども・子育て支援法（以下「支援法」という。）に基づく令和5年度一般指導検査の結果について報告する。</p> <p>1 検査の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>認証保育所</th> <th>認可外保育施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施期間</td> <td>6月20日(火)～ 11月13日(月)</td> <td>10月20日(金) 10月23日(月)</td> </tr> <tr> <td>実施施設数</td> <td>17施設 (全33施設中)</td> <td>2施設 (全4施設中)</td> </tr> <tr> <td>文書指摘件数 (1月末改善確認件数) ※</td> <td>1件 (1件)</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>口頭指導件数 (1月末改善確認件数) ※</td> <td>11件 (5件)</td> <td>非該当 (評価が文書指摘 のみのため)</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎ 文書指摘は支援法等関係法令等に違反する事項。 ◎ 口頭指導は支援法等関係法令等以外の法令又はその他の通達等に違反する事項に適用。 ※ 令和6年1月末までに改善が確認できていないものは、巡回訪問等の訪問の機会により年度内に確認を終える予定（ただし、新入園児に係る睡眠中の事故防止対策実施状況については、4月以降に確認予定）</p> <p>2 検査結果の特徴</p> <p>(1) 認証保育所</p> <p>ア 令和5年度より指導検査を開始し、全33施設のうち半数にあたる17施設で実施した。</p> <p>イ 睡眠中の仰向け寝の徹底や各種マニュアル等の施設内での共有が不十分であった施設も見受けられたが、概ね良好に運営されてい</p>			認証保育所	認可外保育施設	実施期間	6月20日(火)～ 11月13日(月)	10月20日(金) 10月23日(月)	実施施設数	17施設 (全33施設中)	2施設 (全4施設中)	文書指摘件数 (1月末改善確認件数) ※	1件 (1件)	0件	口頭指導件数 (1月末改善確認件数) ※	11件 (5件)	非該当 (評価が文書指摘 のみのため)
	認証保育所	認可外保育施設															
実施期間	6月20日(火)～ 11月13日(月)	10月20日(金) 10月23日(月)															
実施施設数	17施設 (全33施設中)	2施設 (全4施設中)															
文書指摘件数 (1月末改善確認件数) ※	1件 (1件)	0件															
口頭指導件数 (1月末改善確認件数) ※	11件 (5件)	非該当 (評価が文書指摘 のみのため)															

た。

(2) 認可外保育施設

文書指摘に相当する事例は確認されなかった。

3 検査結果（文書指摘及び口頭指導の内容）と改善への対応

詳細は次頁参照

4 今後の方針

(1) 認証保育所に対する事業者説明会において、文書指摘・口頭指導の内容について説明し、改善方法等の周知徹底を図る。

(2) 巡回訪問等、現地訪問の機会に改善状況を確認するとともに指導・支援の強化を図る。

(3) 文書指摘事項及び改善状況を区ホームページ上で公表する。

検査結果と改善への対応（認証保育所）

※ 令和5年度より実地指導検査を開始したため前年度との比較なし。

文書指 摘	<p>1 調理・調乳担当者の検便が未実施である：1件</p> <p>➡ ミルクは0歳児の食事に値することから大量調理マニュアルに準じ、調乳担当職員は従事前に検便検査を実施しなければならないが、職員の認識不足により、検便検査結果がでる前に調乳に従事していた。休職から復帰する際は、検査結果を確認した後に従事することを指導した。</p>
口頭指 導	<p>1 新入園児の乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策として仰向け寝を徹底していなかった：3件</p> <p>➡ 4月の睡眠時チェック表の記録から、職員の認識不足により新入園児の仰向け寝が徹底されていなかった。入園当初の死亡事故が多いことから、子どもの家庭での生活や発達の状態など一人一人の状況を把握できていない新入園児等は、仰向け寝の徹底を施設全体で取り組むよう指導した。</p> <p>2 職員に対し、各種マニュアルの定期的な確認を行っていない：3件</p> <p>➡ 施設長の認識が至らず、職員会議等を通じて職員に各種マニュアルの周知徹底を行っていない。マニュアルに記載の内容を職員と定期的に確認してその内容を記録し、全職員が習熟することにより、事故の未然防止及び発生時の対応に活かすよう指導した。</p> <p>3 施設等利用給付認定保護者に対して特定子ども・子育て支援提供証明書が交付されていない：3件</p> <p>➡ 保育の提供時間・保育料等を記した「特定子ども・子育て支援提供証明書」を施設が作成し、保護者へ交付しなければならないところ、職員の認識不足や人事異動での引継ぎ不足により、当該証明書の交付が失念されていた。作成の上、保護者に交付するように指導した。</p> <p>4 園外保育の経路を決めていない：1件</p> <p>➡ 安全点検を行った上で経路を確定しなければならないところ、施設長の認識が至らず経路の確定を失念していた。経路を確定し、園外保育マップ等により可視化することで職員と確実に共有し安全な園外保育を実施するよう指導した。</p> <p>5 運営費補助要綱に抵触する恐れのある支出が散見された：1件</p> <p>➡ 職員の認識不足から、補助要綱に抵触する恐れのある支出を園会計から行っていた。補助要綱の趣旨等を説明し、再度同様の支出を行わないように指導した。</p>

令和5年度 第4回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和6年3月26日

<審議事項・報告事項・**情報連絡事項**>

件名	私立幼稚園、認定こども園に対する指導検査の実施結果について																	
所管部課	子ども家庭部 子ども施設指導・支援課、子ども政策課																	
内容	<p>子ども・子育て支援新制度へ移行した私立幼稚園、認定こども園に対して実施した、子ども・子育て支援法（以下「支援法」という。）に基づく令和5年度一般指導検査の結果について報告する。</p> <p>1 検査の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>実施期間</td> <td>11月14日（火） ～11月27日（月）</td> </tr> <tr> <td>実施施設数</td> <td>6園 （全21園中）</td> </tr> <tr> <td>文書指摘件数 （1月末改善確認件数）※</td> <td>2件 （0件）</td> </tr> <tr> <td>口頭指導件数 （1月末改善確認件数）※</td> <td>7件 （1件）</td> </tr> </table> <p>◎ 文書指摘は支援法等関係法令等に違反する事項。 ◎ 口頭指導は支援法等関係法令等以外の法令又はその他の通達等に違反する事項に適用。 ※ 文書指摘は対象園に提出を求めている改善状況報告書により改善を確認する。口頭指導で改善を確認できていないものは、巡回訪問等現地訪問の機会に確認を終える予定。</p> <p>2 文書指摘・口頭指導件数の前年度比較</p> <table border="1"> <caption>私立幼稚園・認定こども園 文書指摘・口頭指導件数の前年度比較</caption> <thead> <tr> <th>指導種別</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文書指摘</td> <td>11</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>口頭指導</td> <td>11</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>	実施期間	11月14日（火） ～11月27日（月）	実施施設数	6園 （全21園中）	文書指摘件数 （1月末改善確認件数）※	2件 （0件）	口頭指導件数 （1月末改善確認件数）※	7件 （1件）	指導種別	令和4年度	令和5年度	文書指摘	11	2	口頭指導	11	7
実施期間	11月14日（火） ～11月27日（月）																	
実施施設数	6園 （全21園中）																	
文書指摘件数 （1月末改善確認件数）※	2件 （0件）																	
口頭指導件数 （1月末改善確認件数）※	7件 （1件）																	
指導種別	令和4年度	令和5年度																
文書指摘	11	2																
口頭指導	11	7																

3 検査結果の特徴

文書指摘は昨年度の5分の1以下、口頭指導は約3分の2と大幅に減少した。以下のことが結果につながったと考える。

- ア 指導検査対象園へ参加を呼びかけ、年度初めに事前に説明会を開催したこと
- イ 説明会において、前年度に確認された指導内容について資料を作成して説明したことで指導内容の周知が行き届いたこと
- ウ 説明会に参加した各園で意識が高まり準備に取り組んだこと

4 検査結果（文書指摘及び口頭指導の内容）と改善への対応

詳細は次頁参照

5 今後の方針

- (1) 文書指摘・口頭指導の内容について、資料を作成して全園に説明し、改善方法について周知徹底を図る。
- (2) 巡回訪問等、現地訪問の機会に改善状況を確認するとともに指導・支援の強化を図る。
- (3) 文書指摘事項及び改善状況を区ホームページ上で公表する。

検査結果と改善への対応（私立幼稚園・認定こども園）

※ 括弧書きは令和4年度件数。

文 書 指 摘	<p>1 重要事項に関する規程（運営規程）が園内の見やすい場所に掲示されていない：1件（1件）</p> <p>➡ 事前の説明会で資料を配付し重要な項目として説明したが、掲示する認識が園になかったため未掲示であった。検査の場で園内の見やすい場所へ掲示することを園長と改めて確認した。</p>
	<p>2 事故発生防止委員会が設立されず、定期的に事故防止の研修等が実施されていない：1件（4件）</p> <p>➡ 1と同様、事前の説明会で条例に規定された重要項目として説明したが園長の認識が至らず未設置であった。設置の上、教職員等に対し事故防止に向けた研修を実施し、事故の未然防止に役立てるよう指導した。</p>
口 頭 指 導 （ 主 な も の）	<p>1 園内に掲示されている重要事項説明書の項目にもれがある：2件（0件）</p> <p>➡ 条例に定めた全項目を規定するよう、指導検査基準にも明記し周知していたが、園長の認識不足によりいくつかの項目がない説明書が掲示されていた。全項目を規定して掲示することを園長と再度確認した。</p>
	<p>2 園に備えておくべき各種マニュアルの中で、未作成のマニュアルがある：1件（3件）</p> <p>➡ 検査における重要項目として説明してきた項目だったが、園外保育マニュアルなどいくつかのマニュアルが未作成だった。作成して、事故未然防止及び事故発生時の対応に役立てるよう指導した。</p>

令和5年度 第4回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和6年3月26日

<審議事項・報告事項・**情報連絡事項**>

件名	足立区子ども施設指定管理者の評価結果について																		
所管部課	子ども家庭部 子ども施設運営課																		
内容	<p>子ども施設指定管理者16施設の令和4年度業務について、足立区子ども施設指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）による評価を行ったので、報告する。</p> <p>1 開催日時・会場 令和5年10月24日（火） 午後2時から午後4時30分まで 本庁舎南館12階 1205A会議室</p> <p>2 主な業務内容 (1) 保育事業の実施に係る業務 (2) 施設の維持管理に関する業務</p> <p>3 評価対象期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日</p> <p>4 評価委員会委員構成（計6名）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種 別</th> <th style="width: 35%;">氏 名</th> <th style="width: 50%;">役 職 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">学 識 経 験 者</td> <td>田代 恵美子</td> <td>日本体育大学児童スポーツ教育学部 非常勤講師</td> </tr> <tr> <td>柴田 幸基</td> <td>公認会計士・税理士</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関係団体 代 表</td> <td>堀口 幸子</td> <td>足立区民生・児童委員</td> </tr> <tr> <td>松崎 顕治</td> <td>足立区青少年委員</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">区職員</td> <td>岩松 朋子</td> <td>教育指導部長</td> </tr> <tr> <td>上遠野 葉子</td> <td>子ども家庭部長</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	氏 名	役 職 等	学 識 経 験 者	田代 恵美子	日本体育大学児童スポーツ教育学部 非常勤講師	柴田 幸基	公認会計士・税理士	関係団体 代 表	堀口 幸子	足立区民生・児童委員	松崎 顕治	足立区青少年委員	区職員	岩松 朋子	教育指導部長	上遠野 葉子	子ども家庭部長
種 別	氏 名	役 職 等																	
学 識 経 験 者	田代 恵美子	日本体育大学児童スポーツ教育学部 非常勤講師																	
	柴田 幸基	公認会計士・税理士																	
関係団体 代 表	堀口 幸子	足立区民生・児童委員																	
	松崎 顕治	足立区青少年委員																	
区職員	岩松 朋子	教育指導部長																	
	上遠野 葉子	子ども家庭部長																	

5 評価方法

(1) 担当課評価

提出資料の内容確認、指定管理者へのヒアリング、現地調査

(2) 評価委員会評価

提出資料の評価

6 令和5年度評価内容の改定について

令和4年度の評価委員会において委員からいただいたご意見を踏まえて、以下のとおり改定を行った。

(1) 採点基準

各項目について加点・減点項目を可能な限り細かく挙げ、評価を受ける側である指定管理者にとっても採点が明確になるように変更した。

【例・修正前】

番	確認項目名	採点基準
20	全体的な計画の策定・指導計画の作成	全体的な計画、長期的・短期的な指導計画を作成している ① 長時間にわたる保育について、配慮や関係者との連携について指導計画に位置づけている ② その他特に工夫した取り組みがある
		3歳未満児について、個別な指導計画を作成している ① 特に工夫した取り組みがある ② 十分な内容である

【例・修正後】

番	確認項目名	採点基準
20	全体的な計画・指導計画の作成	全体的な計画、長期的・短期的な指導計画を作成している ① 全体的な計画、長期的・短期的な指導計画を作成している ② 全体的な計画は、施設の理念・方針・目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、教育・保育の「ねらい」「内容」が総合的に展開されるよう作成している ③ 長期的な計画（年・期・月）は、子どもの発達や地域特性をとらえて作成している ④ 短期的な計画（週・日）は具体的な日々の生活に即して作成している ⑤ 全体的な計画や指導計画の作成に対し特に工夫ある取り組みを行っている 【①→3点、②③④→1点加点、⑤→1点加点（②③④がない場合は加点しない） ※不備がある場合減点あり】
		3歳未満児について、個別指導計画を作成している ① 個別指導計画を作成している（0・1・2歳児） ② 個別指導計画は一人ひとりの子どもの発達や家庭環境を踏まえて作成している ③ 個別指導計画の作成について特に工夫ある取り組みを行っている 【①→3点 ※不備がある場合減点あり、②→1点加点、③→1点加点（②がない場合は加点しない）】

(2) 施設・設備等の保守点検

「不良箇所あり」の上で修繕を行った場合、「不良箇所なし」よりも採点が上回っていたため是正した。

(3) 財務状況

収支が5%以上黒字の場合にのみ減点していたが、赤字の場合も経営に課題がある状態と考えられるため「水準を大きく上回る」評価である「5点」がつかないように変更した。

(4) 職員の労働条件の保護

これまで独自の評価項目を設けていたが、全庁的なルールである「足立区 労働条件審査 主要チェックシート 28(自己確認チェックシート)」の内容を評価項目とした。

(5) 評価項目の追加

「AED」「不審者・不審物等対応訓練」「30分ルール」「事故発生後の対応」の小項目を追加し、適切な対応を行っている指定管理者の評価を高められるようにした。

7 令和4年度および令和5年度評価の実施比較

(1) 令和4年度の評価でA+となった園はなく、「A、A-、B+」の3段階に集中していたが、令和5年度は評価の見直しに伴い、一部の園では昨年度よりも高い評価を獲得した。

(2) 令和4年度から令和5年度へ評価ランクが上がった園が10園あり、「A+、A、A-、B+」の4段階に分散する結果となった。

(3) 新田さくら保育園については、昨年度運営を行っていた社会福祉法人じろう会を対象に評価を行ったが、必要な資料の提出がなく、昨年度に引き続き「評価不能」という判断となった(次年度からは現在のライクキッズ株式会社を対象に評価実施)。

令和4年度		令和5年度 (4年度実績の評価)		施設名	
A	2園	⇒	A+(1ランク上昇)	1園	千住
		⇒	A(現状維持)	1園	竹の塚
A-	10園	⇒	A+(2ランク上昇)	1園	水神橋
		⇒	A(1ランク上昇)	6園	やよい、さつき、 せきや、青井、興本、 新田おひさま
		⇒	A-(現状維持)	2園	伊興大境、竹の塚北
		⇒	B+(1ランク下降)	1園	青井おひさま
B+	3園	⇒	A-(1ランク上昇)	2園	谷在家、五反野
		⇒	B+(現状維持)	1園	東保木間

※ 新田さくら保育園は除く

8 評価委員会での主な意見と対応等

	評価委員会からの意見	対応策
1	担当課の現地確認の際に対象年齢に合っていない玩具の使用が認められた園が複数あった。	一部の園で1歳児に対し磁石を使用した玩具を用いていることが確認できた。その場で園に対し指摘し、対象年齢に合った玩具を使用するよう助言したが、再度文書指導した上で改めて現地調査を実施し、改善状況を確認する。
2	評価のための資料の内、マニュアル類について園によって添付の有無が異なっていたが、これでは評価項目の一部が委員会で判断することができない。	資料に添付がないマニュアル類について、担当課の現地調査で確認していたが、その結果を委員に示していなかった。次年度からリストを作成し、マニュアルの有無や内容の適正さ等について委員が確認できるよう改める。

9 評価結果の公表

評価結果の詳細は、足立区ホームページに令和6年2月に掲載した。

10 その他

今回の結果を指定管理者に説明し、今後の業務改善につなげていくよう指導した。

11 施設名称及び評価結果等（満点330点・評価点順）

No.	施設名称 指定管理料（円）	指定管理者 代表者名	評価点	評価点/満点 ×100（%）	前年度	評価
1	千住保育園 187,620,774	(福) 太陽会 北守 正子	299	90.6%	A	A+
2	水神橋保育園 192,823,040	(福) 聖華 白須賀 まり子	298	90.3%	A-	A+
3	新田おひさま保育園 117,045,994	(福) 太陽会 北守 正子	293	88.8%	A-	A
4	せきや保育園 148,858,597	(福) 桑の実会 濱野 賢一	285	86.4%	A-	A
5	さつき保育園 219,603,494	(福) 江北会 野口 澄夫	282	85.5%	A-	A
	青井保育園 219,094,821	(福) からしだね 春見 静子				
7	竹の塚保育園 197,831,967	(株) ベネッセスタイルケア 滝山 真也	278	84.2%	A	A
8	興本保育園 181,613,383	(福) 太陽会 北守 正子	276	83.6%	A-	A
9	やよい保育園 201,560,447	(福) 博友会 川下 勝利	275	83.3%	A-	A
10	谷在家保育園 149,372,149	(福) わかば会 石川 美和子	273	82.7%	B+	A-
11	竹の塚北保育園 207,099,820	(福) 三樹会 細野 智樹	272	82.4%	A-	A-
12	五反野保育園 218,537,306	(株) 日本保育サービス 坂井 徹	261	79.1%	B+	A-
13	伊興大境保育園 177,145,062	(福) 高砂福祉会 篠塚 弘子	255	77.3%	A-	A-
14	東保木間保育園 163,804,234	(福) 高砂福祉会 篠塚 弘子	244	73.9%	B+	B+
15	青井おひさま保育園 77,956,808	ライクキッズ(株) 岡本 拓岳	241	73.0%	A-	B+
	新田さくら保育園 128,535,205	(福) じろう会 久芳 敬裕			評価 不能	評価 不能

※ 新田さくら保育園については、令和5年度より指定管理者がライクキッズ株式会社に変更されているが、令和4年度の評価は、前指定管理者である社会福祉法人じろう会に対し実施したものの、資料の提出がなく、現地調査も拒否しているため評価不能

令和5年度 第4回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和6年3月26日

<審議事項・報告事項・**情報連絡事項**>

件名	令和6年4月保育施設利用申込受付状況及び保育コンシェルジュ利用状況について					
所管部課	子ども家庭部 子ども施設入園課					
内容	<p>令和6年4月保育施設（認可保育所・認定こども園・小規模保育・家庭的保育(保育ママ)）利用申込みの受付状況及び保育コンシェルジュの利用状況について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 令和6年4月保育施設利用申込受付状況</p> <p>(1) 利用申込数 (人)</p>					
			年月	令和5年	令和6年	
	申込状況		4月入所	4月入所	増減	前年比
	利用申込(受付期間中)【A】		2,525	2,598	73	102.9%
	内 訳	オンライン申請(※2)	1,467	1,841	374	125.5%
		区役所窓口	805	624	△181	77.5%
		郵送	126	16	△110	12.7%
		区外からの申請	127	117	△10	92.1%
	審査継続分【B】		1,018	1,027	9	100.9%
	先行利用調整申込【C】		125	117	△8	93.6%
	利用申込合計【A+B+C】		3,668	3,742	74	102.0%
	募集人数		3,714	3,786	72	101.9%
	<p>(注)</p> <p>【B】：10月～1月入所希望受付分のうち、待機のため令和6年4月の審査に継続するもの</p> <p>【C】：小規模保育、保育ママの卒園児を対象とした先行申込</p> <p>※1 上記人数は、転園、区外保育施設との併願を含む。</p> <p>※2 受付期間中のオンライン申請利用率（区外からの申請を除く）は74.2%と前年に比べ13.0ポイント増加した。</p>					

(2) 年齢別申込数 (人)

年齢 年度	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
令和5年度	1,015	1,626	427	478	84	38	3,668
令和6年度	961	1,702	494	458	82	45	3,742
増減	△54	76	67	△20	△2	7	74

未就学児童の人口は減少している（下表のとおり）が、1歳・2歳の申込数が増加したため、育児休業明けの保育ニーズが増加していることなどが考えられる。

【参考】クラス年齢別人口（前年12月1日時点） (人)

クラス年齢 年度	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
令和5年度	2,744	4,318	4,302	4,368	4,680	4,777
令和6年度	2,603	4,113	4,276	4,248	4,321	4,690
増減	△141	△205	△26	△120	△359	△87

2 保育コンシェルジュ利用状況

(1) 利用延人数（4月1日～12月5日） (人)

種別 年	個別 相談	内 訳			説明会	合計
		区役所	オンライン	出張相談 (※)	オンライン	
令和4年	2,474	1,993	255	226	454	2,928
令和5年	2,491	1,915	331	245	659	3,150
増減	17	△78	76	19	205	222
前年比	100.7%	96.1%	129.8%	108.4%	145.2%	107.6%

※ 子育てサロンへのお出張（計88回）及びイベント（しょうぶまつり&世界の食広場）への出展

ア 利用延人数のうちオンライン（個別相談及び説明会）による利用が31.4%（前年比7.2ポイント増）であり、オンラインの利用者が増加している。

イ 子育てやお子さんの発達に関する悩みなど保育サービス以外の相談が48件あった。

ウ 利用者アンケート（令和5年1～3月実施）で、相談が役に立ったと答えた方の割合は前年に引き続き100%であった。

3 今後の方針

(1) 利用調整の結果

令和6年2月9日頃に申請者へ通知する。利用調整後、追加利用調整を実施する。

(2) 保育コンシェルジュ

入所保留となったご家庭を対象にオンライン説明会を開催（令和6年2月13日、15日）するとともに、4月からの預け先を確保できるよう相談に応じ、各ご家庭のニーズに合った情報提供や提案を行っていく。

令和5年度 第4回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和6年3月26日

<審議事項・報告事項・**情報連絡事項**>

<p>件名</p>	<p>企業主導型保育を含む認可外保育施設利用者への利用費補助拡充(案)について</p>												
<p>所管部課</p>	<p>子ども家庭部 子ども施設入園課</p>												
<p>内容</p>	<p>1 目的 認可外保育施設利用者に対し、これまでは国の無償化枠の範囲内で補助を行ってきた。しかし、認可外保育施設を利用している方の負担を軽減し、子どもを育てやすい環境を整備するため、認可保育所等利用負担と同水準になるよう、区独自に補助を拡充する。</p> <p>2 拡充対象施設 都道府県より、認可外保育施設指導監督基準を満たす証明書の交付を受けている施設（企業主導型保育含む） 令和6年1月1日現在</p> <table border="1" data-bbox="467 1070 1437 1256"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>区内事業者数</th> <th>対象施設数</th> <th>対象外施設数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業主導型保育</td> <td>27</td> <td>23</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>認可外保育施設</td> <td>28</td> <td>8</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 補助対象者及び対象経費 (1) 対象者 月ぎめで月120時間以上利用している保護者 (2) 対象経費 ア 利用者負担額として施設に支払った保育料と支給限度額を比べて低い方の額 イ 負担軽減を利用している場合、当該軽減適用後、施設に支払った保育料が対象</p> <p>4 事業費 総所要額 158,136千円 都補助金 112,836千円（都認可外保育施設利用支援事業） 区負担 45,300千円</p> <p>5 開始時期 予算案の議決を受けて、令和6年4月から実施予定</p>	施設種別	区内事業者数	対象施設数	対象外施設数	企業主導型保育	27	23	4	認可外保育施設	28	8	20
施設種別	区内事業者数	対象施設数	対象外施設数										
企業主導型保育	27	23	4										
認可外保育施設	28	8	20										

6 拡充額及び対象児童

種別	児童数	0～2 歳児		3～5 歳児
		課税	非課税	所得制限なし
企業主導型保育	第1子	0円 (変更なし) 【138人】	0円⇒ <u>25,000円</u> に拡充 【8人】	0円⇒ <u>20,000円</u> に拡充 【14人】
	第2子以降	0円⇒ <u>67,000円</u> に拡充 【137人】	0円⇒ <u>25,000円</u> に拡充 【8人】	0円⇒ <u>20,000円</u> に拡充 【13人】
認可外保育施設	第1子	0円 (変更なし) 【9人】	42,000円⇒ <u>67,000円</u> に拡充 【1人】	37,000円⇒ <u>57,000円</u> に拡充 【49人】
	第2子以降	0円⇒ <u>67,000円</u> に拡充 【8人】	42,000円⇒ <u>67,000円</u> に拡充 【1人】	37,000円⇒ <u>57,000円</u> に拡充 【49人】

【 】は対象児童数

7 他区の実施状況

(1) 企業主導型保育 11区実施

※ 実施は港、新宿、台東、目黒、大田、世田谷、渋谷、杉並、荒川、練馬、葛飾

(2) 認可外保育施設 17区実施

※ 未実施は千代田、中央、墨田、豊島、江戸川

8 今後の課題

対象施設及び利用者への周知を正確に行う。

証明書交付がなく拡充対象から外れる施設に対し、早急に基準を満たし対象となれるよう働きかける。

令和5年度 第4回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和6年3月26日

<審議事項・報告事項・**情報連絡事項**>

件名	小規模保育への保育従事者配置に対する補助要件の緩和（案）について																				
所管部課	子ども家庭部 子ども施設入園課																				
内容	<p>1 目的 開所時間内の人員体制を確保するための人件費補助について、要件を緩和することで安定的な配置体制を促し、保育士の負担軽減を図る。</p> <p>2 緩和する要件と対象見込み 当該補助金は、11時間開所保育の人員体制充実を図るための費用として、所定時間以上の雇用分を補助している。</p> <p>(1) 今回緩和する要件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">現行</th> <th style="width: 35%;">緩和後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雇用時間（2人合算可）</td> <td>月96時間以上</td> <td>月80時間以上</td> </tr> <tr> <td>対象人数（見込み）</td> <td>240人</td> <td>270人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 予算規模（令和5年度当初予算） 40,747千円</p> <p>(3) 補助実績見込み（令和5年度決算見込み） 30,557千円</p> <p>3 緩和の効果 補助要件緩和により、短時間に限り就労可能な保育従事者を確保することが可能となるため、安定的な配置体制を構築する一助と考える。 (事例) 短時間勤務を希望する保育士が2人いる場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: left;"> <tr> <td style="width: 15%;">A保育士</td> <td>月48時間勤務（月16日×朝 3時間）を希望</td> </tr> <tr> <td>B保育士</td> <td>月40時間勤務（月20日×夕方2時間）を希望</td> </tr> <tr> <td>時間数計</td> <td>月88時間</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: left;"> <tr> <td style="width: 15%;">現 行</td> <td>補助要件を満たさないため、保育士A、Bの配置を見送る</td> </tr> <tr> <td>緩和後</td> <td>補助要件を満たすため、保育士A、Bの配置が可能</td> </tr> </table> <p>4 今後の方針 要綱を改正し、令和6年度当初予算が成立後、施設へ事業周知を行う。</p>			現行	緩和後	雇用時間（2人合算可）	月96時間以上	月80時間以上	対象人数（見込み）	240人	270人	A保育士	月48時間勤務（月16日×朝 3時間）を希望	B保育士	月40時間勤務（月20日×夕方2時間）を希望	時間数計	月88時間	現 行	補助要件を満たさないため、保育士A、Bの配置を見送る	緩和後	補助要件を満たすため、保育士A、Bの配置が可能
	現行	緩和後																			
雇用時間（2人合算可）	月96時間以上	月80時間以上																			
対象人数（見込み）	240人	270人																			
A保育士	月48時間勤務（月16日×朝 3時間）を希望																				
B保育士	月40時間勤務（月20日×夕方2時間）を希望																				
時間数計	月88時間																				
現 行	補助要件を満たさないため、保育士A、Bの配置を見送る																				
緩和後	補助要件を満たすため、保育士A、Bの配置が可能																				

令和5年度 第4回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和6年3月26日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	児童虐待防止推進月間の事業実施結果について
所管部課	こども支援センターげんき こども家庭支援課
内容	<p>11月は「児童虐待防止推進月間」として、国及び自治体は集中的に児童虐待防止の広報、啓発を行う期間と位置づけている。 足立区においても以下のとおり、啓発事業を行った。</p> <p>1 「児童虐待防止オレンジリボンキャンペーン in あだち2023」 各駅頭にて、民生・児童委員、児童養護施設、警察、児童虐待防止全国ネットワークの方と一緒に児童虐待防止のチラシと啓発グッズ（不織布マスク）を配布した。</p> <p>(1) 日 時 11月11日（土） 午後2時～3時 (2) 場 所 北千住・綾瀬・西新井・竹ノ塚・六町各駅頭 (3) 配布数 2,500部</p> <p>2 養育家庭体験発表会 養育家庭制度の周知と登録を促進するため、里親になっている方による体験発表会を行った。</p> <p>(1) 日 時 11月18日（土） 午前10時～正午 (2) 会 場 こども支援センターげんき 5階研修室3 (3) 参加者 養育家庭制度に関心がある区民 13名</p> <p>3 養育家庭PRパネル展示 里親など養育家庭の登録を促進するため、養育家庭制度について周知を行った。</p> <p>(1) 期 間 11月13日（月）から16日（木） (2) 会 場 足立区役所1階アトリウム</p> <p>4 子育て交流講座「完璧な親なんていない」 1、2歳のお子さんの保護者を対象に、育児に対する不安解消と、育児スキルを高める講座を開催した。</p> <p>(1) 日 時 11月9日～12月21日の毎週木曜日 午前10時～正午 (2) 会 場 こども支援センターげんき (3) 参加者 5名（応募者6名）</p>

5 今後の方針

あだち広報のほか、区ホームページに「児童虐待防止推進月間」のページを作成するとともに、相談窓口を周知するページや体罰禁止を啓発するページをX（旧 Twitter）・Facebook を使って集中的に広報を継続していく。